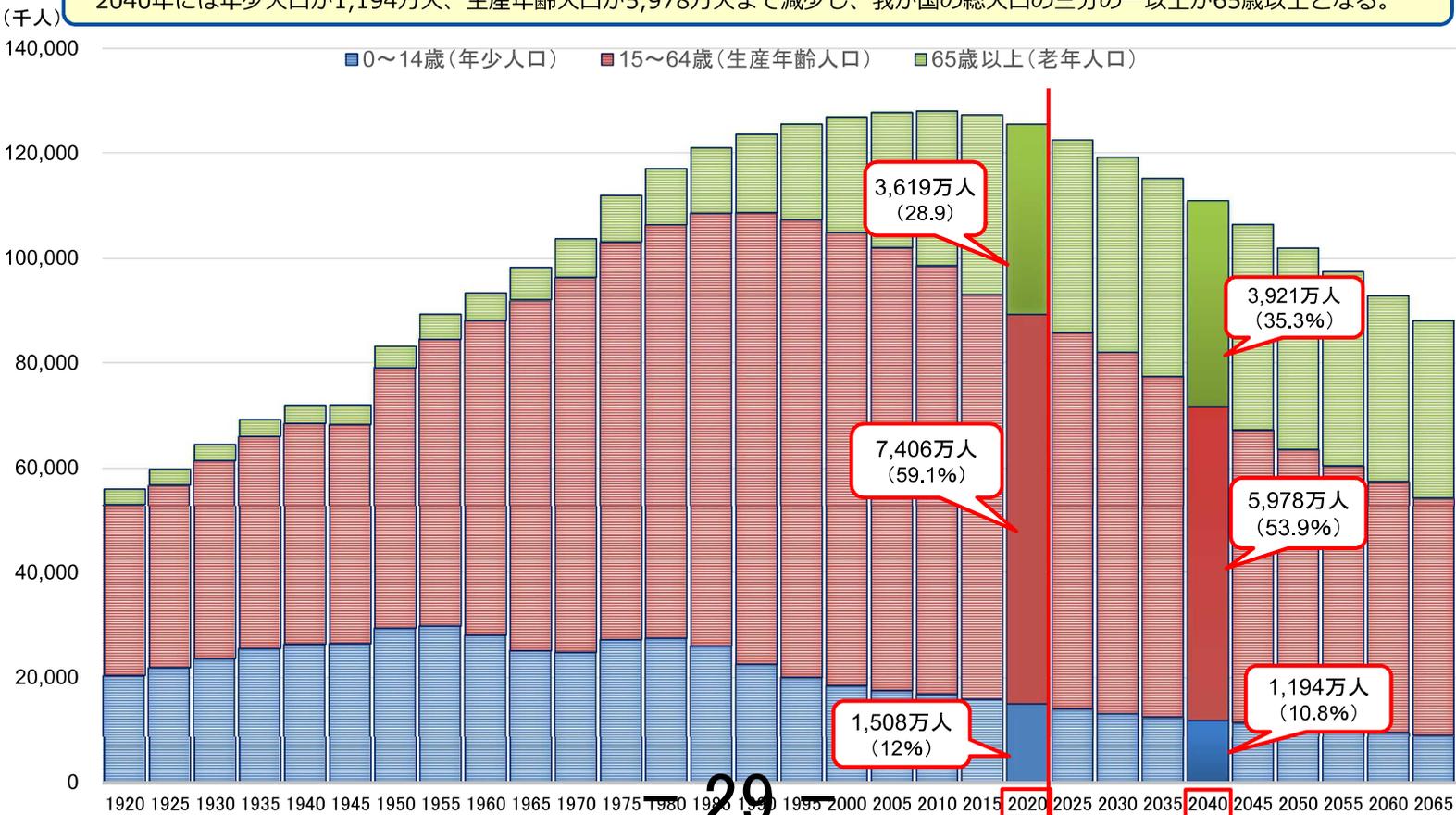


# 地域社会の現状・課題と将来予測の共有について

## (2) 大学等進学などに伴う人口動態の変化

### 人口の推移と将来推計

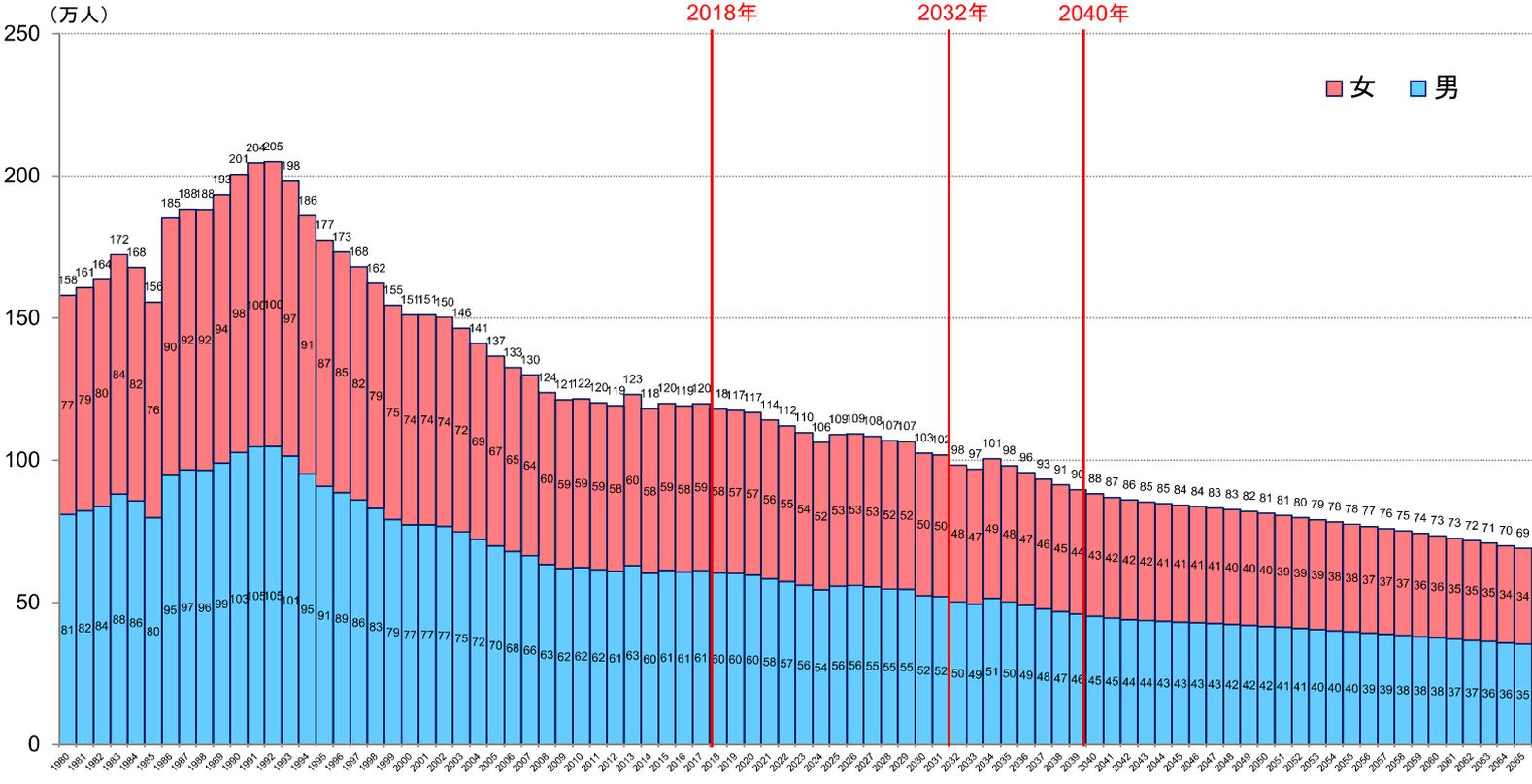
国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,194万人、生産年齢人口が5,978万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。



※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年~1979年については、1945年については、1~15歳を年少人口、16~65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

# 18歳人口(男女別)の将来推計(出生中位・死亡中位)

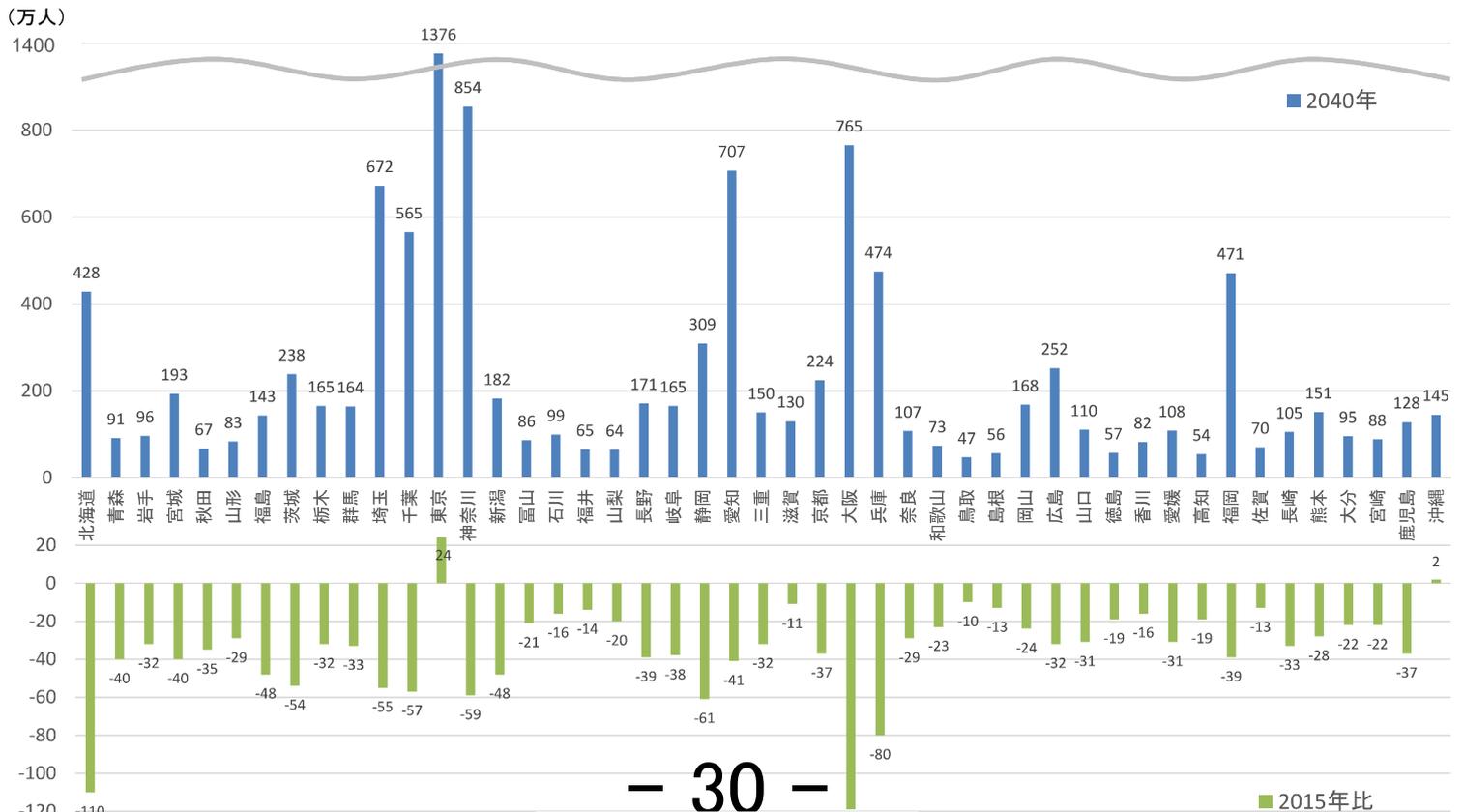
我が国の18歳人口の推移を見ると、1992年以降右肩下がりを続け、2009年から2018年までほぼ横ばいで推移している。2018年以降再び減少局面に突入しており、今後、2032年には初めて100万人を割って約98万人となり、さらに2040年には約88万人にまで減少するという推計もある。



(出典) 2031(令和13)年以前は文部科学省「学校基本統計」※2019(令和元)年～2031(令和13)年は令和元年度学校基本統計速報値  
2032(令和14)年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)(出生中位・死亡中位)」を基に作成

## 都道府県別総人口の将来推計

2015年と比べて、2040年は東京都と沖縄県を除く全ての道府県で総人口が減少することが見込まれる。

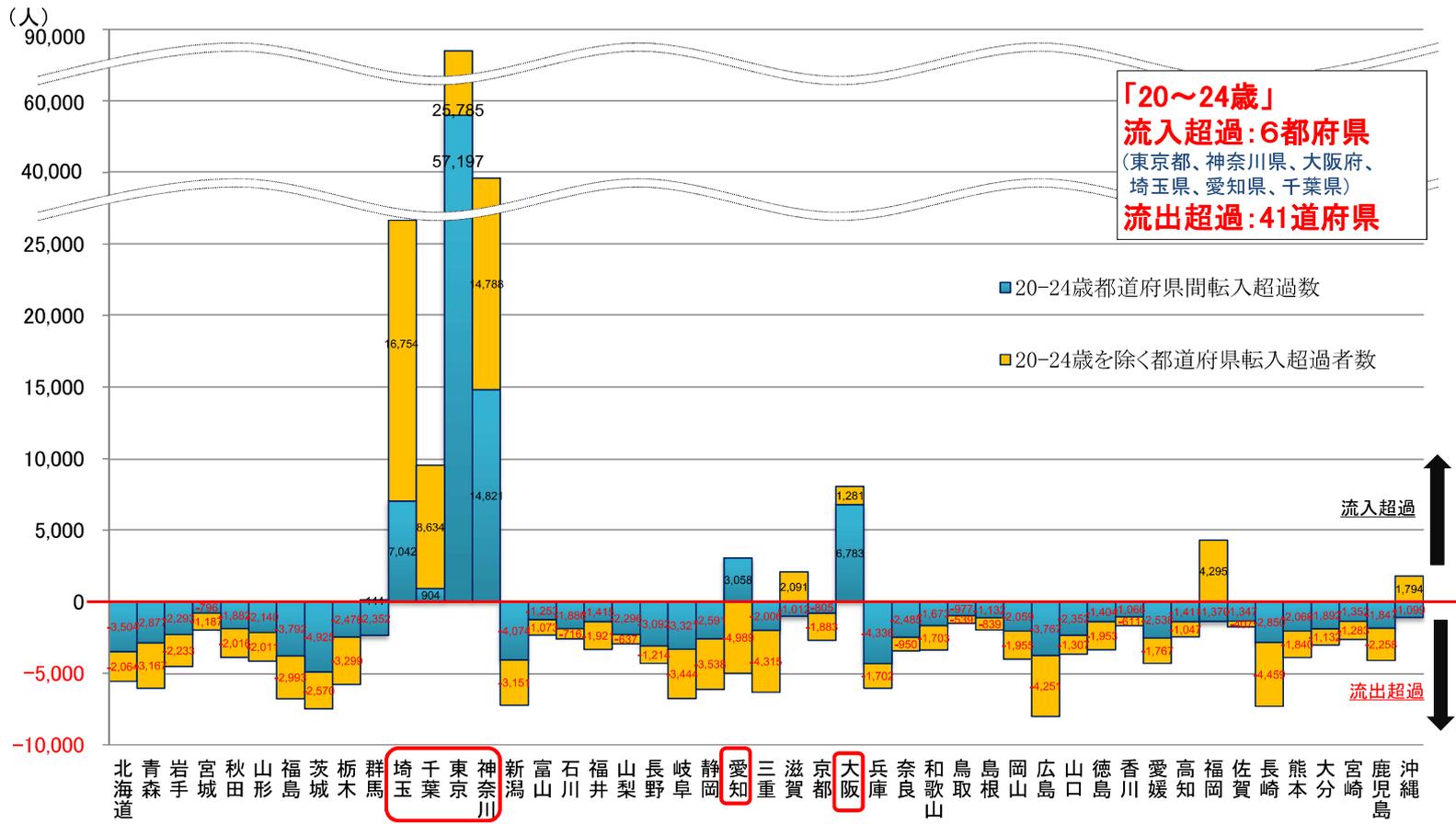


学生確保(資料)

(出典) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成30年推計)」を基に作成

# 「20～24歳」における都道府県間人口移動(※外国人移動者を含む)

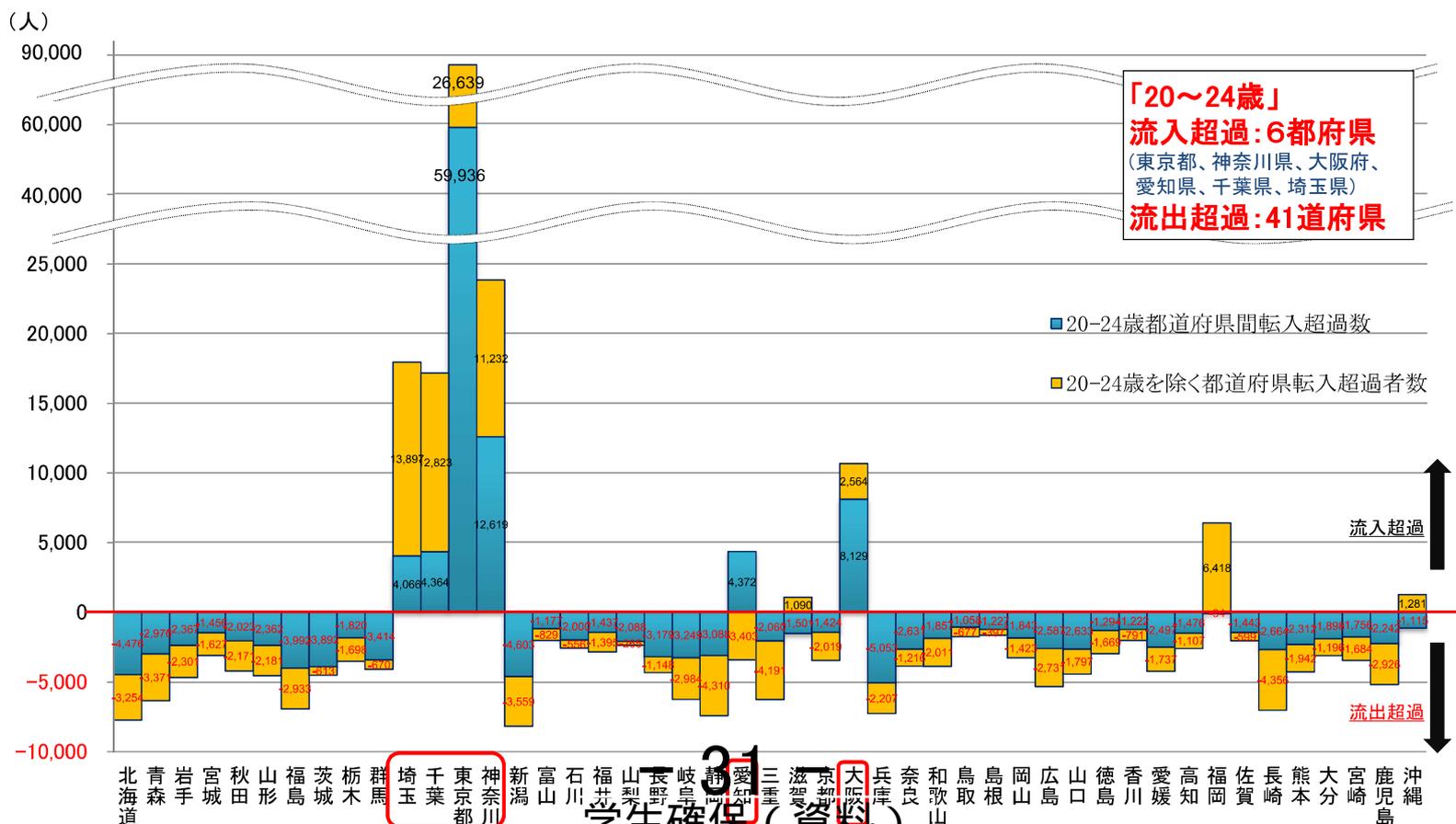
三大都市圏を中心に転入超過が続いており、東京都では全体のおよそ70%が20～24歳の若い世代となっている。



(出典)総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」(2019年)を基に作成

# 「20～24歳」における都道府県間人口移動(※外国人移動者を含まない)

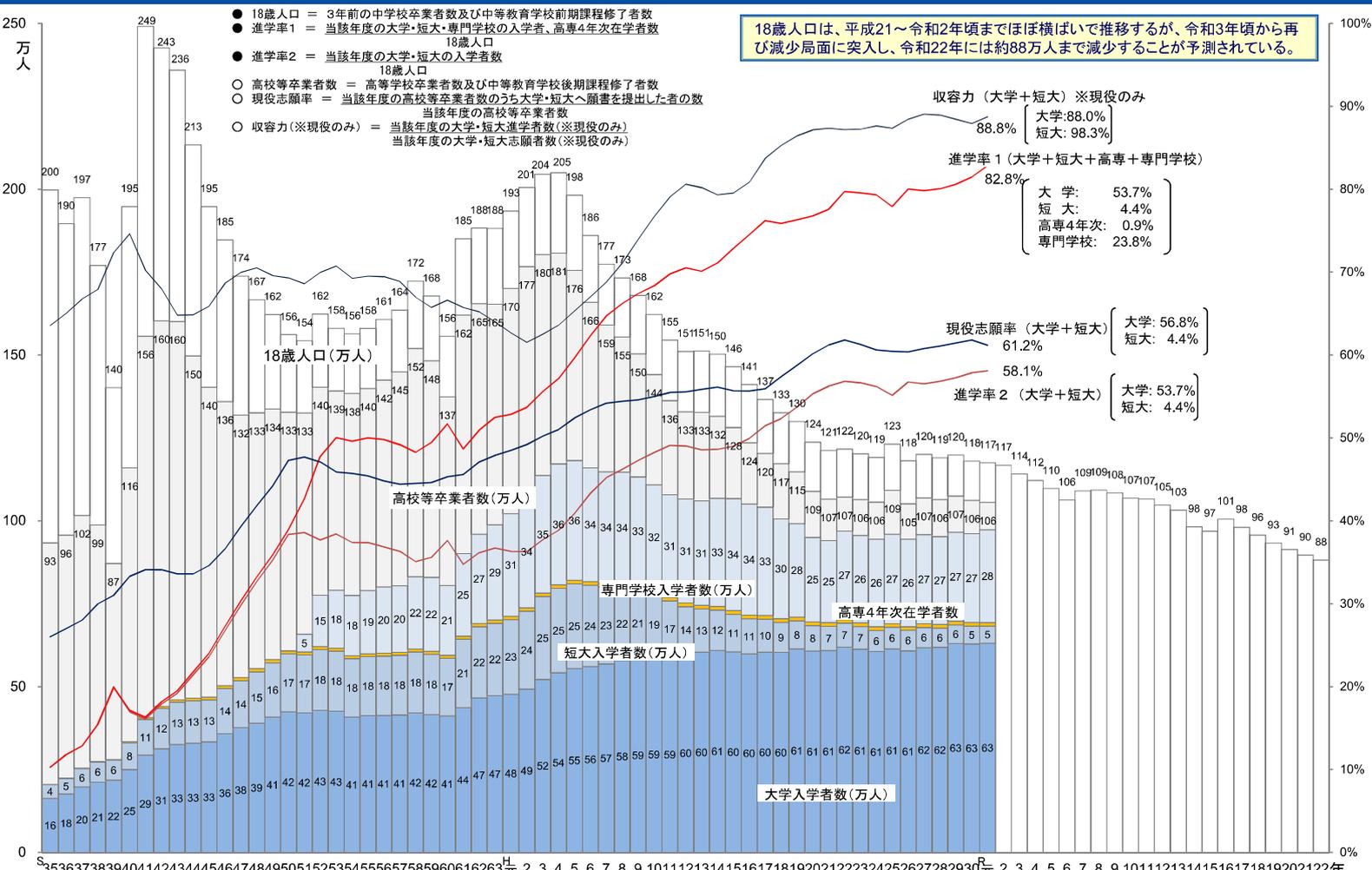
三大都市圏を中心に転入超過が続いており、東京都では全体のおよそ70%が20～24歳の若い世代となっている。



(出典)総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告」(2019年)を基に作成

31 学生確保(資料)

# 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移



## 都道府県別大学進学率の変化(現役進学者のみ)

都道府県別の大学進学率(現役進学者のみ)は地域によって差があるが、2005年と比較すると全ての県で上昇している。

○都道府県別高校新卒者の大学進学率

(計算式)  $\frac{\text{直ちに大学(学部)に進学した者}}{\text{高等学校卒業者} + \text{中等教育学校後期課程修了者}}$



出典: 文部科学省「学校基本統計(平成17年度版)」



(出典) 文部科学省「学校基本統計」

# 都道府県別大学進学率の変化(過年度卒業者等を含む)

都道府県別の過年度卒業者等も含む大学進学率は、地域によって差があるが、平成17年と比較すると全体的に上昇している。

○都道府県別の大学進学率(過年度卒業者等を含む)

(計算式)  $\frac{\text{当該年度の大学進学者(過年度卒業者等を含む)}}{18\text{歳人口}}$   
 ※18歳人口: 3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数



出典: 文部科学省「学校基本統計(平成17年度版)」

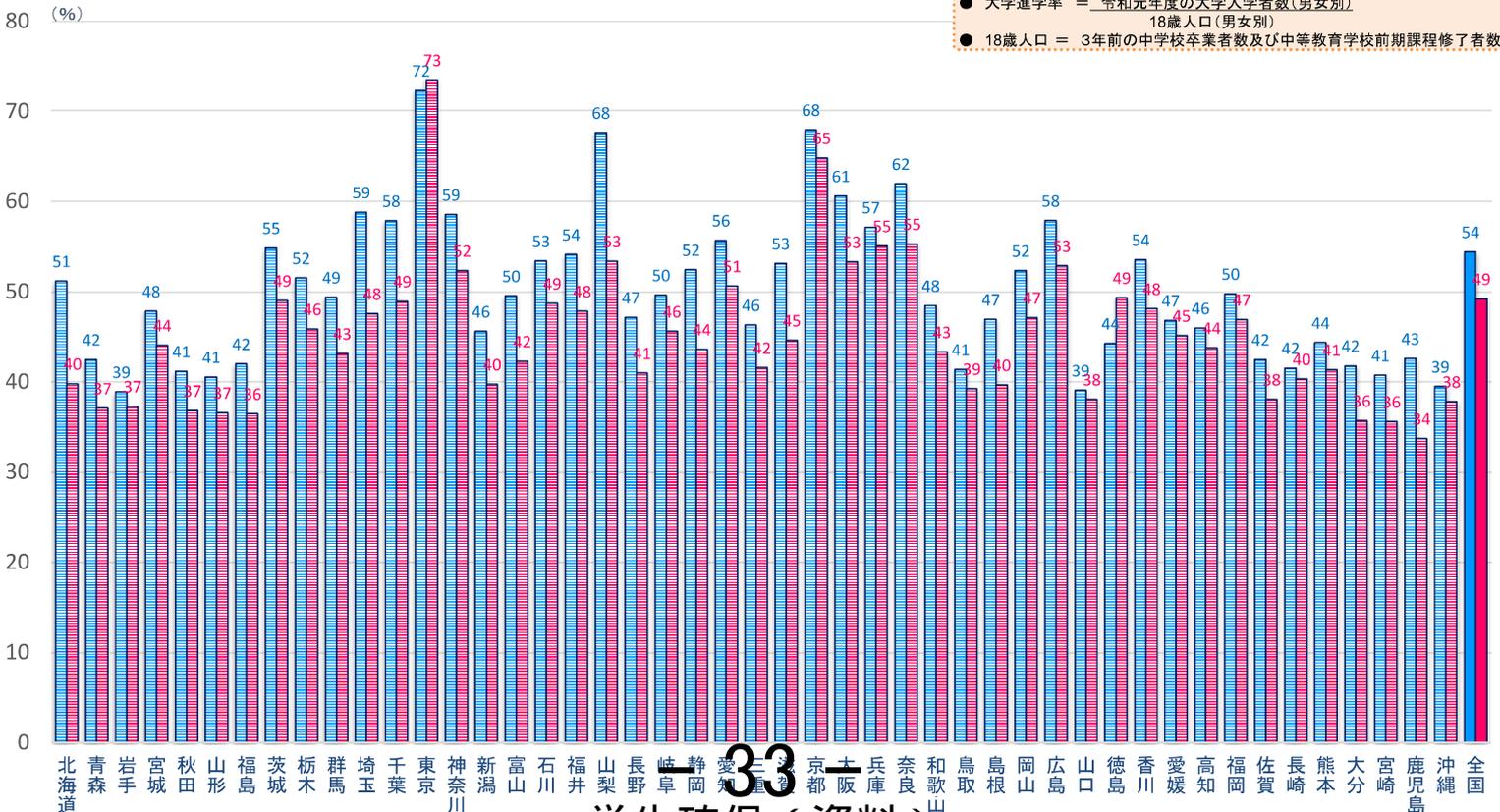


出典: 文部科学省「学校基本統計」

## 男女別・都道府県別大学進学率

大学進学率を男女別にみると、東京都と徳島県を除く45道府県で男性の方が女性よりも高く、男女の進学率の差は①山梨県(14.3ポイント)、②北海道(11.4ポイント)、③埼玉県(11.4ポイント)、④千葉県(8.9ポイント)の順に高い。

● 大学進学率 =  $\frac{\text{令和元年度の大学入学者数(男女別)}}{18\text{歳人口(男女別)}}$   
 ● 18歳人口 = 3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数

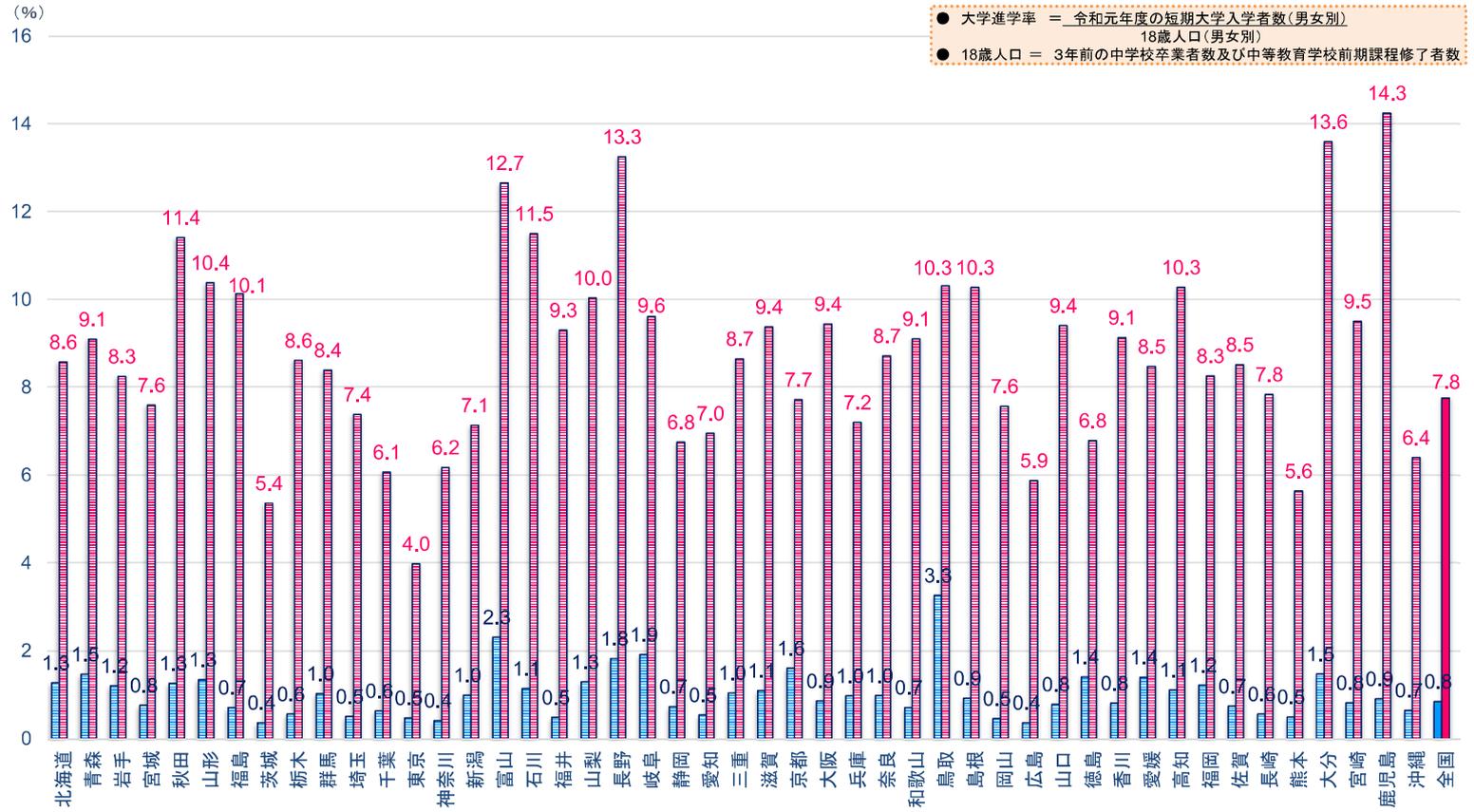


学生確保(資料)

(出典) 文部科学省「令和元年度学校基本統計」

# 男女別・都道府県別短期大学進学率

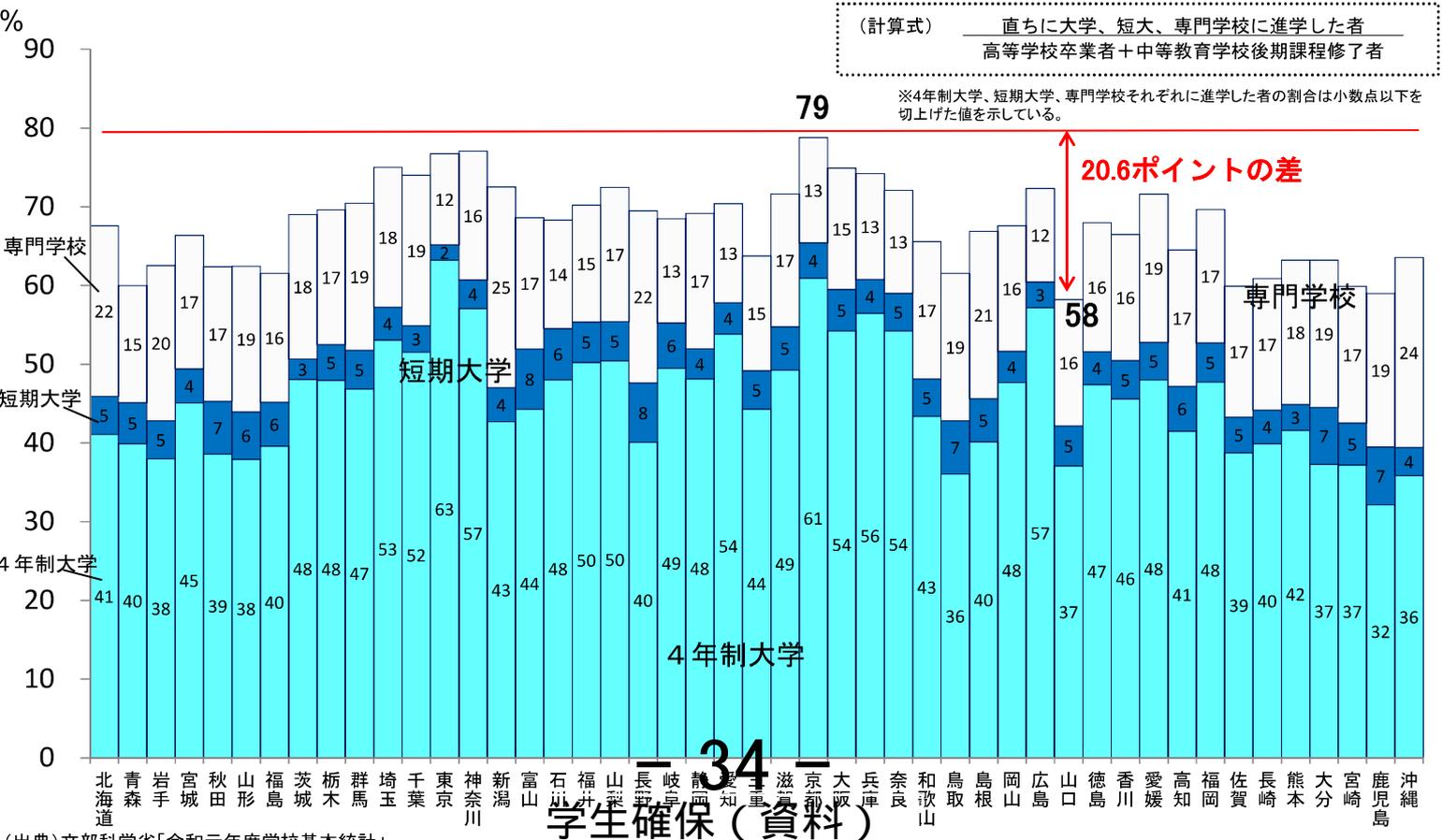
短期大学進学率を男女別にみると、全都道府県で女性が男性を上回っており、全国的には女性が7.8%、男性が0.8%となっている。女性の短期大学進学率は、①鹿児島県（14.3%）、②大分県（13.6%）、③長野県（13.3%）の順に高くなっている。



(出典)文部科学省「令和元年度学校基本統計」

# 都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率

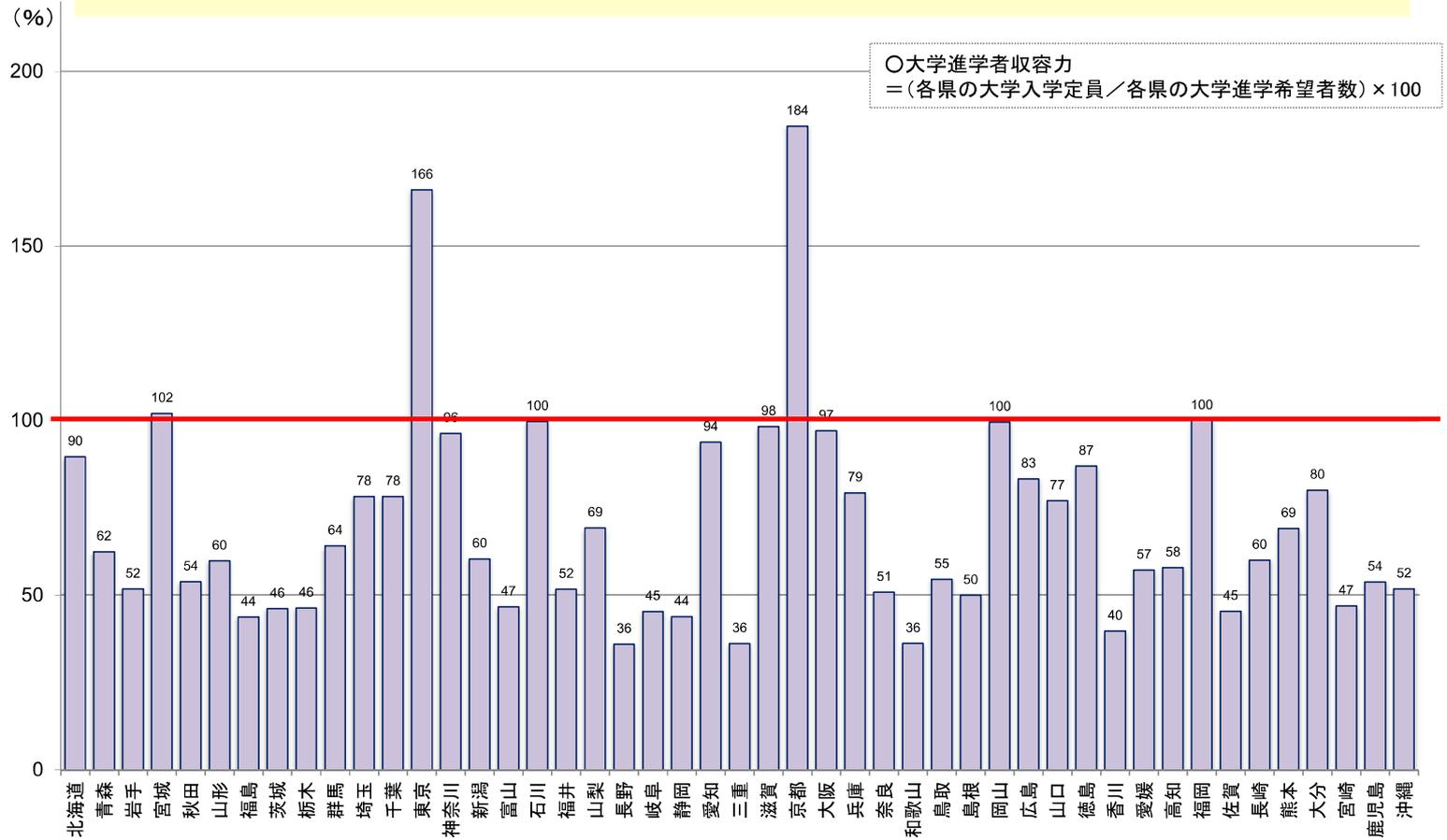
令和元年度の都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率は、京都（78.8%）が最も高く、山口（58.2%）が最も低い。京都と山口では20.6ポイントの差。



(出典)文部科学省「令和元年度学校基本統計」

## 都道府県別大学進学者収容力(対大学進学希望者)

各県の大学進学希望者に対する収容力は、東京都と京都府で150%を上回っているほか、9県でも90%を超えている。他方で、50%に満たない県も9県ある。

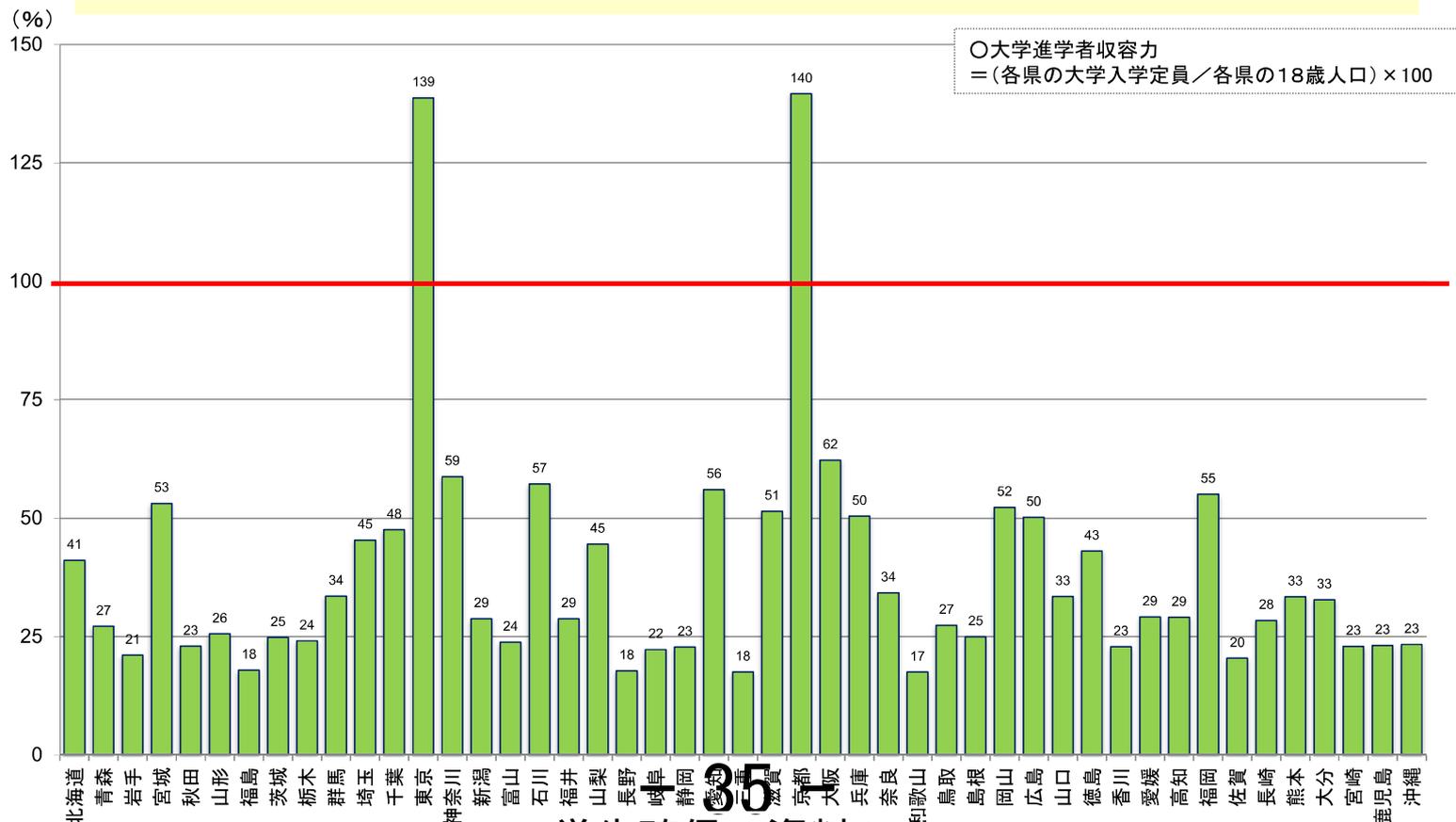


○大学進学者収容力  
 =(各県の大学入学定員/各県の大学進学希望者数)×100

(出典)○大学入学定員数:文部科学省調べ(※各県(学部)の所在地による)に所在する大学の入学定員  
 ○大学進学希望者数:文部科学省「学校基本統計(平成30年度)」

## 都道府県別大学進学者収容力(対18歳人口)

各県の18歳人口に対する収容力は東京都と京都府を除く全ての県で100%を下回っており、その多くの県では50%未満となっている。

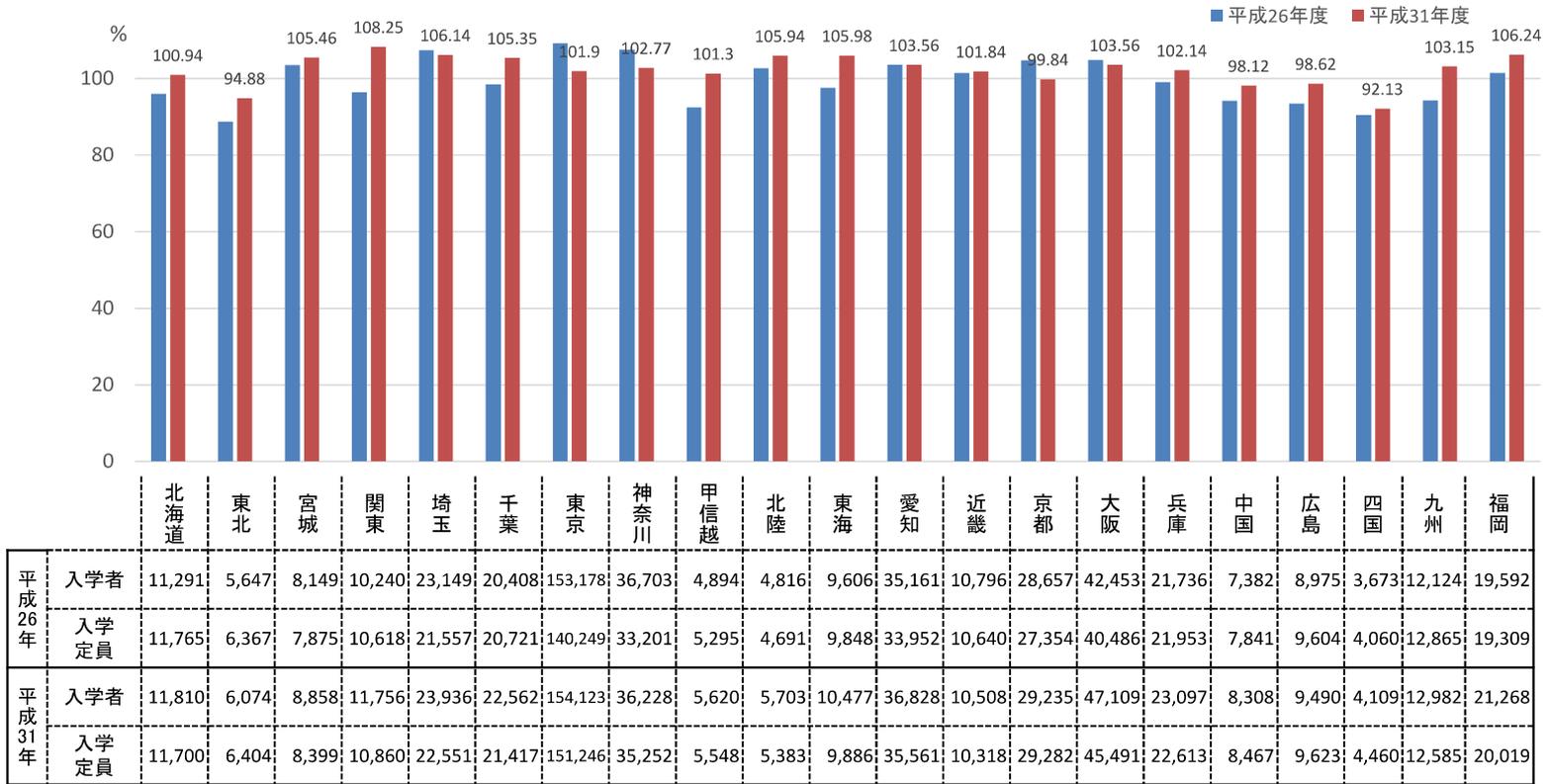


○大学進学者収容力  
 =(各県の大学入学定員/各県の18歳人口)×100

(出典)○大学入学定員数:文部科学省調べ(※各県(学部)の所在地による)に所在する大学の入学定員  
 ○18歳人口:3年前の中学校卒業生数及び中等教育学校前期課程修了者数

18歳人口 学生確保(資料)

# 私立大学における地域別の入学定員充足率

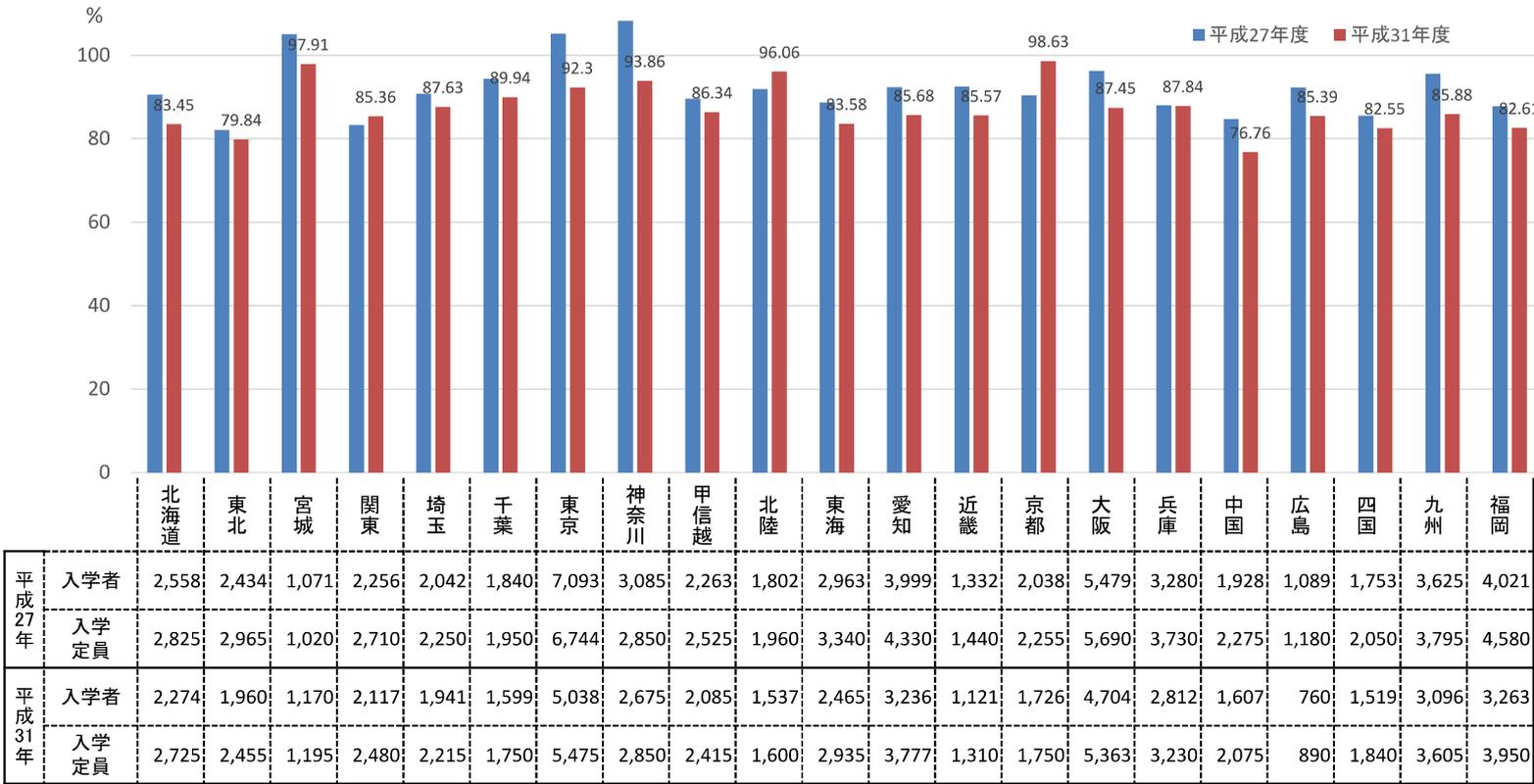


## 地域区分

- 北海道(北海道)
- 東北(青森・岩手・秋田・山形・福島)
- 宮城(宮城)
- 関東(茨城・栃木・群馬)
- 埼玉(埼玉)
- 千葉(千葉)
- 東京(東京)
- 神奈川(神奈川)
- 甲信越(新潟・山梨・長野)
- 北陸(富山・石川・福井)
- 東海(岐阜・静岡・三重)
- 愛知(愛知)
- 近畿(滋賀・奈良・和歌山)
- 京都(京都)
- 大阪(大阪)
- 兵庫(兵庫)
- 中国(鳥取・島根・岡山・山口)
- 広島(広島)
- 四国(徳島・香川・愛媛・高知)
- 九州(佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)
- 福岡(福岡)

(出典)日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」を基に作成

# 私立短期大学における地域別の入学定員充足率



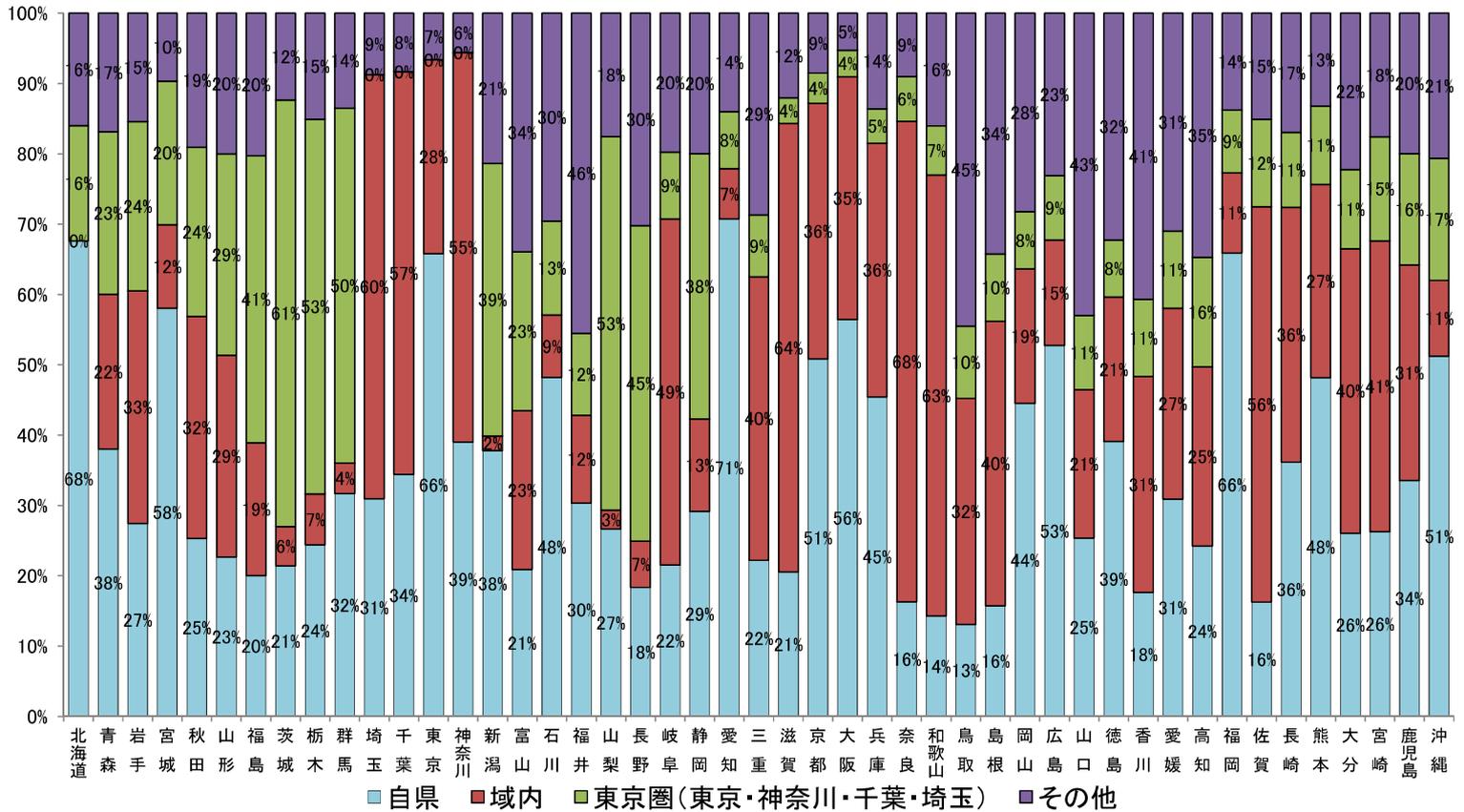
## 地域区分

- 北海道(北海道)
- 東北(青森・岩手・秋田・山形・福島)
- 宮城(宮城)
- 関東(茨城・栃木・群馬)
- 埼玉(埼玉)
- 千葉(千葉)
- 東京(東京)
- 神奈川(神奈川)
- 甲信越(新潟・山梨・長野)
- 北陸(富山・石川・福井)
- 東海(岐阜・静岡・三重)
- 愛知(愛知)
- 近畿(滋賀・奈良・和歌山)
- 京都(京都)
- 大阪(大阪)
- 兵庫(兵庫)
- 中国(鳥取・島根・岡山・山口)
- 広島(広島)
- 四国(徳島・香川・愛媛・高知)
- 九州(佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄)
- 福岡(福岡)

(出典)日本私立学校振興・共済事業団「私立大学・短期大学等入学志願動向」を基に作成

# 都道府県別高卒者の大学進学先

東京圏の大学には東京圏をはじめとする東日本からの進学が多い。また、西日本では、地域ブロックの中心となる府県への進学が多い。

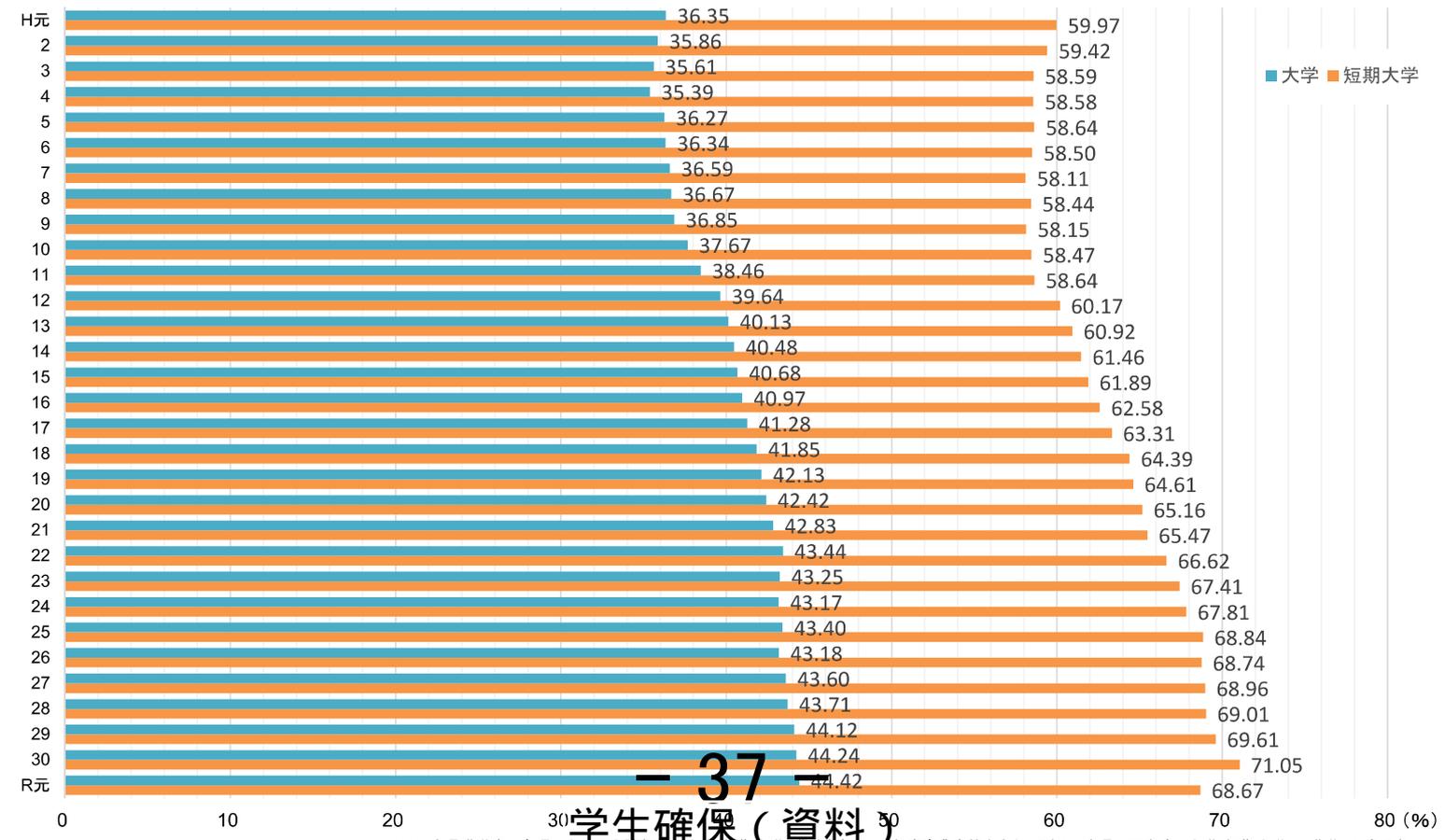


※地域区分: 北海道、東北、関東(東京圏除く)、東京圏、甲信越、北陸、東海、近畿、中国四国、九州

(出典) 文部科学省「令和元年度学校基本統計」

# 大学・短期大学の自県進学率の推移

大学・短期大学の自県進学率(※)は近年増加傾向にあり、令和元年度は大学：44.4%、短期大学：68.7%となっている。



学生確保 (資料)

(出典) 文部科学省「学校基本統計」

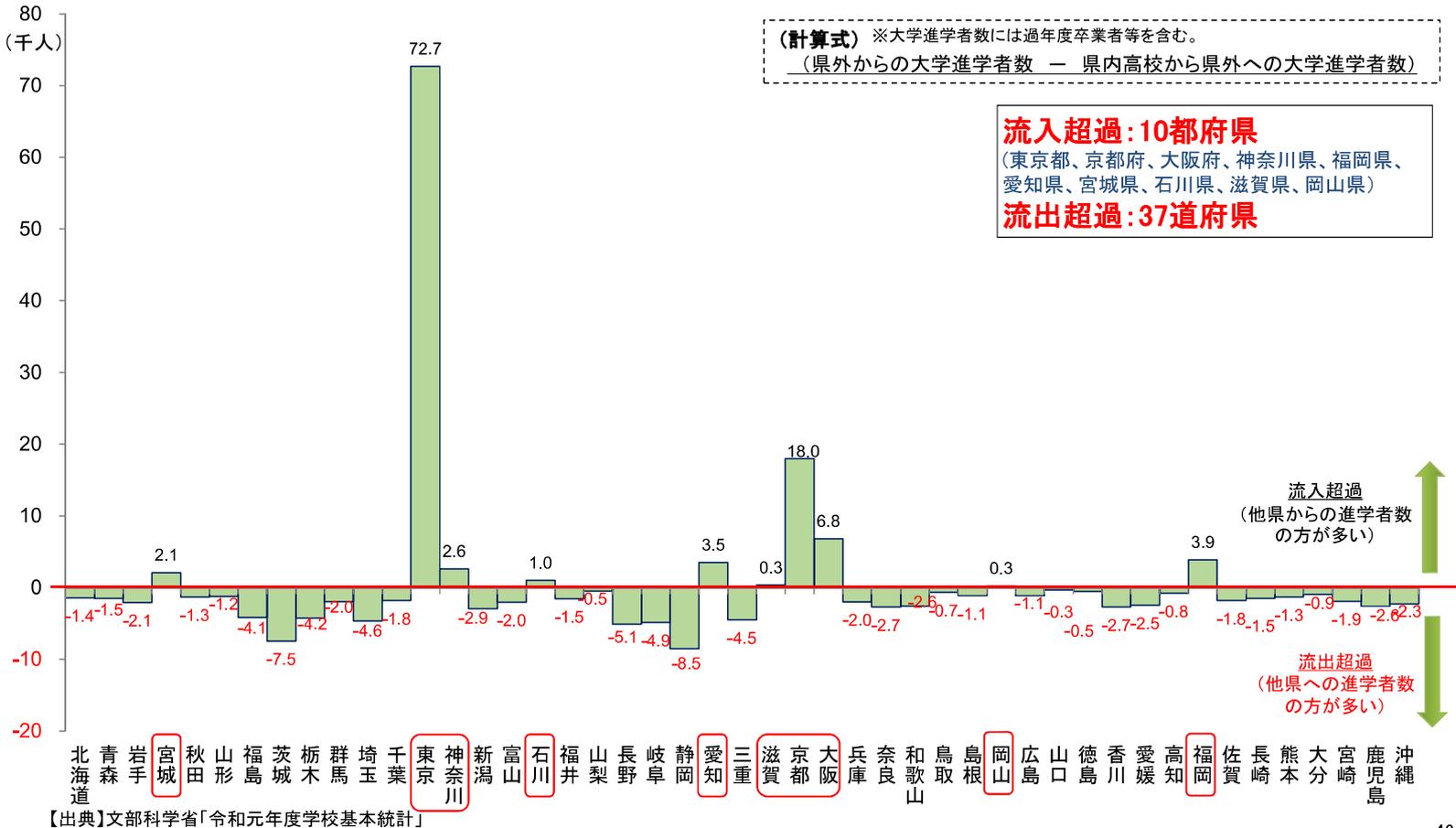
(※) 自県進学率：各県における当該年度の大学(短期大学)進学者数(※過年度卒業者等を含む)のうち、自県に所在する大学(短期大学)に進学した者の数

# 大学進学時の都道府県別流入・流出者数

- 大学進学時の各都道府県における流入者・流出者数をみると、流入超過が10都府県、流出超過が37道府県となっている。
- 東京都には72,679人、京都府には17,992人、大阪府には6,802人が流入している一方、静岡県からは8,528人、茨城県からは7,451人、長野県からは5,109人が流出している。

(計算式) ※大学進学者数には過年度卒業者等を含む。  
 (県外からの大学進学者数 - 県内高校から県外への大学進学者数)

**流入超過: 10都府県**  
 (東京都、京都府、大阪府、神奈川県、福岡県、愛知県、宮城県、石川県、滋賀県、岡山県)  
**流出超過: 37道府県**



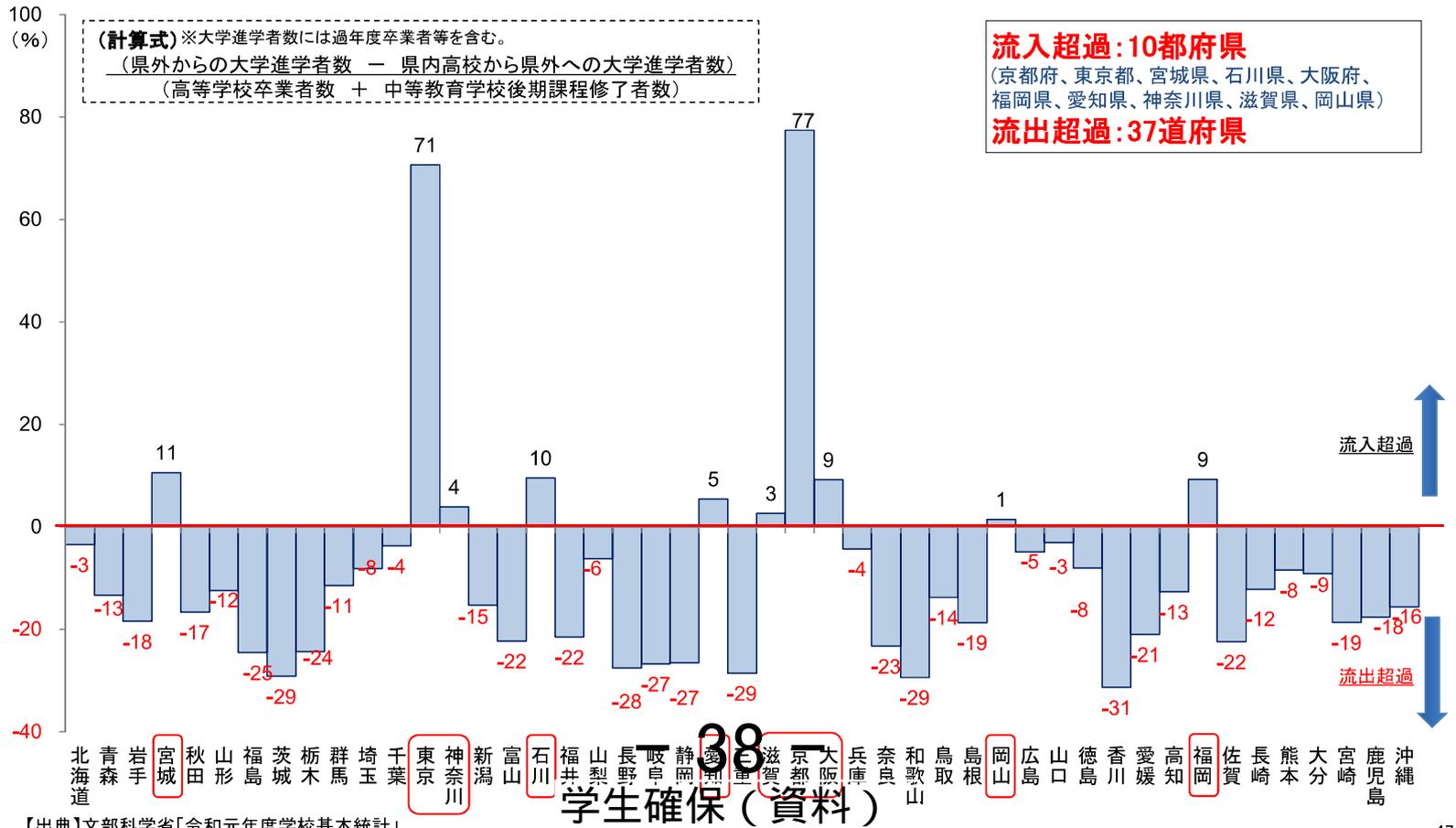
【出典】文部科学省「令和元年度学校基本統計」

# 大学進学時の都道府県別流入・流出率

- 大学進学時の各都道府県における流入者・流出者の割合をみると、流入超過が10都府県、流出超過が37道府県となっている。
- 流入率が最も高い京都府では、京都府の高校等卒業者の77.4%に相当する人数が他県から京都府内の大学に入学し、流出率が最も高い香川県では、香川県の高校等卒業者の31.3%に相当する人数が香川県から他県の大学に進学している。

(計算式) ※大学進学者数には過年度卒業者等を含む。  
 (県外からの大学進学者数 / (県内高校から県外への大学進学者数 + 高等学校卒業生数 + 中等教育学校後期課程修了者数))

**流入超過: 10都府県**  
 (京都府、東京都、宮城県、石川県、大阪府、福岡県、愛知県、神奈川県、滋賀県、岡山県)  
**流出超過: 37道府県**

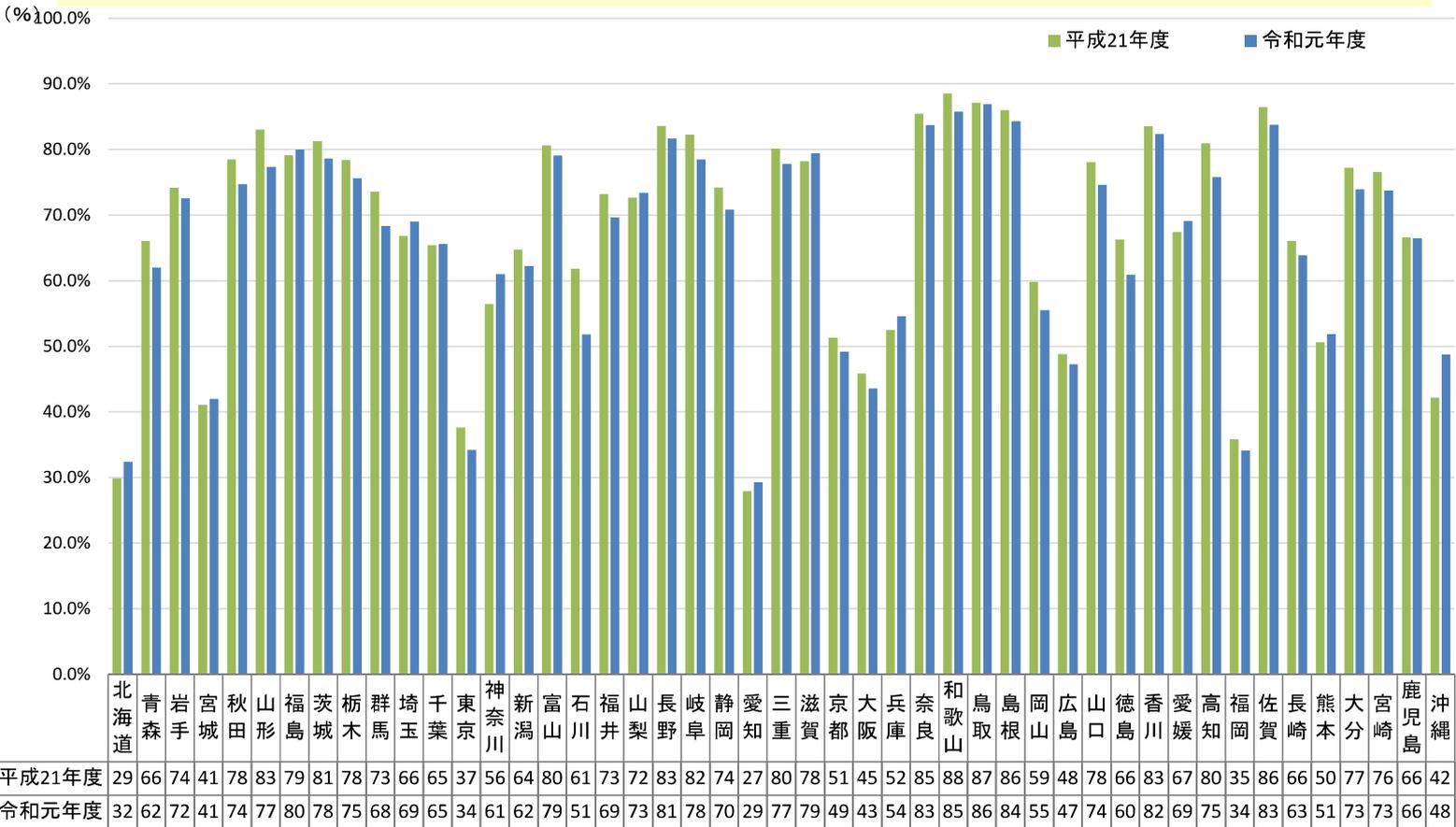


38 学生確保 (資料)

【出典】文部科学省「令和元年度学校基本統計」

# 都道府県別大学進学による流出者の割合(都道府県別)

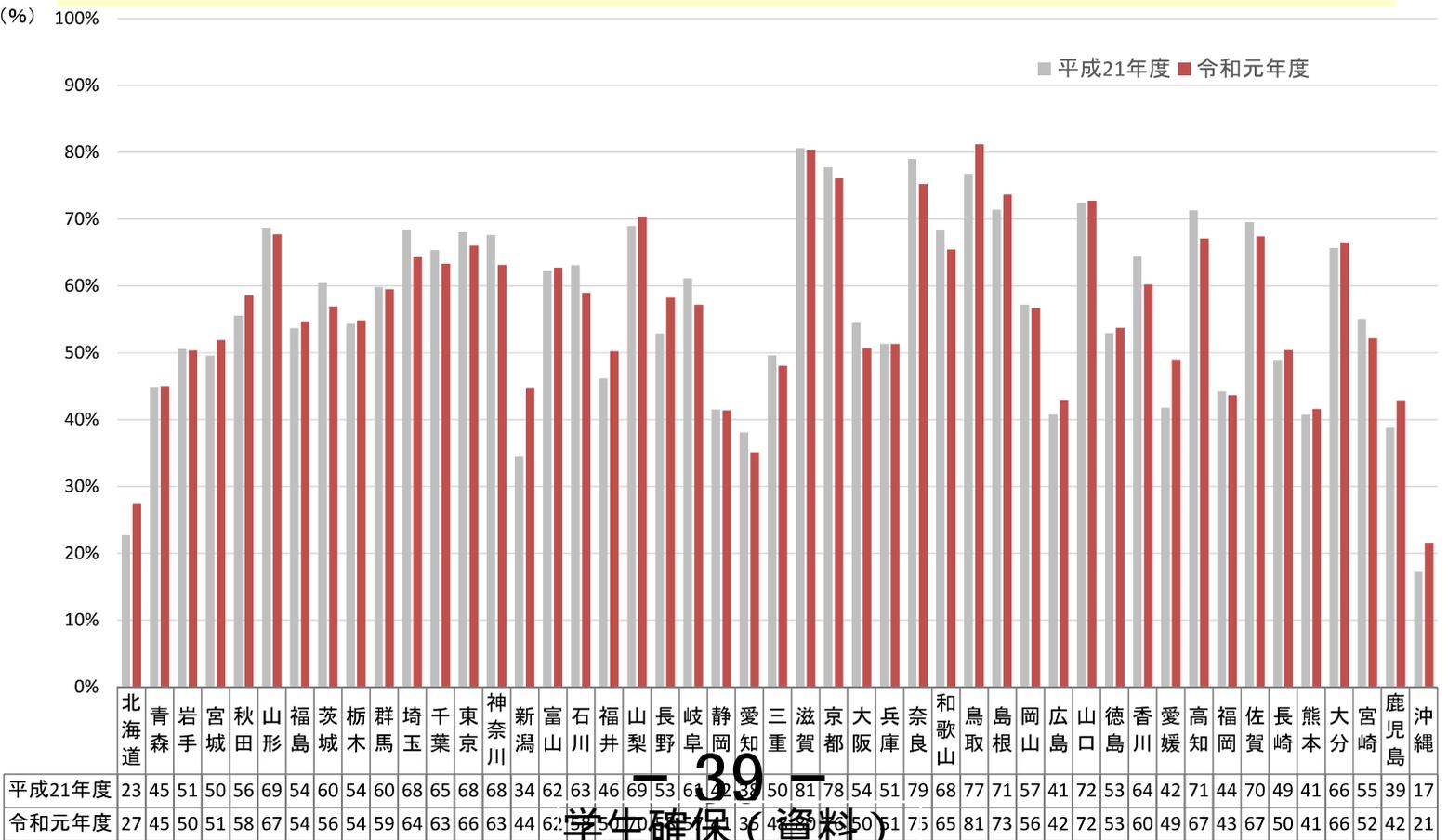
- 各都道府県の高校卒業生における大学進学者のうち県外の大学への進学者が8割を超えている県が8県。
- 10年前と比較すると自県外の大学への進学者の割合が増えている県は、14県。



(出典)文部科学省「学校基本統計」

# 都道府県別大学進学による流入者割合(都道府県別)

- 各都道府県の県内大学入学者のうち他県の高校からの入学者が6割を超えている県が18県。
- 10年前と比較すると県外高校からの入学者の割合が増えている県は、22県。



学生確保(資料)

(出典)文部科学省「学校基本統計」

【資料⑭】 2023年度入学試験出願者状況 <神戸薬科大学作成>

2023年度入学試験出願者状況

2023年度

	募集人員	出願者数	出願倍率	増減数	
神戸薬科大学	推薦入試	60	505	8.42	11
	一般入試 前期	110	756	6.87	-21
	繰上げ合格				
	中期	20	365	18.25	-43
	後期	10	112	11.20	-72
	共通テスト	10	389	38.90	97
	指定校	60	51	0.85	3
	270名定員	270	2,178	8.07	-25
京都薬科大学	推薦入試	90	240	2.67	3
	一般入試 B方式	170	882	5.19	-26
	繰上げ合格				
	共通テスト 前期 A方式	45	768	17.07	-15
	繰上げ合格				
	後期 C方式	5		0.00	-17
	指定校	50	56	1.12	10
	360名定員	360	1,946	5.41	-45
大阪医科薬科大学 (薬学部)	推薦入試	90	437	4.86	62
	一般入試 A	100	585	5.85	-90
	繰上げ合格				
	B	50	461	9.22	-77
	繰上げ合格				
	共通テスト (前期)	10	381	38.10	8
	共通テスト (後期) 2023年度新設	4		0.00	0
	帰国生徒特別選抜入試	若干名			0
指定校	40		0.00	-53	
294名定員	294	1,864	6.34	-150	

# 【資料】

第202200309196号

令和5年3月22日

神戸薬科大学

学長 北川 裕之 様

鳥取県福祉保健部健康医療局長 丸山 真治



地域枠選抜制度に関する意見書について（回答）

本県の薬剤師確保対策の推進につきましては、日頃より御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

鳥取県においては、人口構造の変化や地域の実情に応じた医薬品提供体制を確保するために、県内の薬剤師確保が重要な課題となっております。本県が2年に1回実施しております「薬剤師の採用状況等に係る調査」においては、県内で254人もの薬剤師が必要という結果となり（令和4年10月実施）、慢性的な薬剤師不足が継続している状況です。

この度、貴学が創設を検討している「地域枠選抜制度」については、本県をはじめとする薬学部が設置されていない県において、薬剤師を目指す高校生の薬学部進学の一助になるとともに、卒業後のUターン就職により各県における薬剤師の地域偏在解消につながるものと大きく期待しております。

本県としては、貴学の「地域枠選抜制度」創設に期待するとともに、本制度の実施にあたっては、鳥取県薬剤師会をはじめとする関係機関と連携し、当該制度の運用に協力してまいります。

（担当）

医療・保険課薬事担当 水崎

電 話 0857-26-8666

ファクシミリ 0857-26-8168

4 高薬衛第 1758 号  
令和 5 年 3 月 20 日

神戸薬科大学  
学長 北川 裕之 様

高知県健康政策部長 家保 英隆



地域枠選抜制度に関する意見書

このことについて、本県の意見は下記のとおりです。

記

地域における薬剤師の確保については、厚生労働省を中心に全国で対策が検討されているところですが、本県においても薬剤師の地域偏在や職域偏在が顕著となっており、特に病院薬剤師の不足は地域医療提供体制の維持において課題となっています。

そのため、本県では従前より薬剤師確保対策を検討し、様々な取組を実施しているところですが、依然として薬剤師確保に苦慮しております。

このたび、貴学において本県を対象地域に地域枠選抜制度が導入されることは、薬学部のない本県における薬剤師確保の一助となることが期待されます。

よって、本県としては、貴学の地域枠選抜制度の主旨に賛同いたします。

医 衛 第 3 1 3 6 号  
令 和 5 年 3 月 1 5 日

神戸薬科大学  
学長 北川 裕之 様

福井県健康福祉部  
部長 服部 和恵



### 地域枠選抜制度に関する意見書

少子高齢化の進展に伴い、地域包括ケアの構築は必須であり、医療従事者の確保は重要な課題です。その中でも、薬剤師については、地域偏在が大きく、本県においては、従前より薬剤師確保対策事業を実施し、県内薬剤師の確保に手を尽くしておりますが、薬剤師確保に苦慮しております。

このたび、貴学が創設しようとしている地域枠選抜制度は、薬学部の無い本県としても薬剤師の地域偏在解消につながり、本県の薬剤師を目指す学生およびその保護者にとっても、魅力ある制度と思われれます。

以上のことから、本県としては、貴学の地域枠選抜制度創設に賛同いたします。

【資料⑩】

※著作権者の許諾が得られない書類等

1. 書類等の題名

高知県データ

2. 出典

高知県健康政策部薬務衛生課

3. 引用範囲

資料3ページ目及び5ページ目

4. その他の説明

本資料は、高知県における薬剤師の状況を多角的に集計、分析したデータを取り纏めた資料であるが、申請に活用するため提供いただいた内部情報であり、一般に公表していない情報であること、推計データも含まれていることから、本書に差し替える。

なお、本資料にある各種データのうち、「4. 県内薬剤師数(保健医療圏別)」は、中央保健医療圏、安芸保健医療圏、高幡保健医療圏、幡多保健医療圏の4つの医療圏ごとに薬剤師が何人在籍しているかを示すデータであるが、本データからは、高知市を含む中央保健医療圏の薬剤師が県内の約80%を占め、さらに高知市だけで約57%となっていることが明らかとなっており、地域偏在が顕著であることが読み取れる。

また、「7. 県内出身者の薬学部6年制在籍者数」は、地域ごとに県内出身者が何人薬学部在籍しているかを集計したデータであるが、本データからは、県内からの薬学部進学者のうち、じつに86%の学生が近畿・中四国地区に在籍していることが明らかとなっている。

## 【資料】

### 高知県と神戸薬科大学との連携に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と神戸薬科大学（以下「乙」という。）は、相互の連携・協力に関して、次のとおり協定を締結する。

#### （目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携・協力を努め、高知県内への就職支援をはじめとした人的・知的資源の交流及び活用を図ることで、地域の活性化と相互の発展に寄与することを目的とする。

#### （連携・協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に連携・協力する。

- （1）就職説明会及びインターンシップ等、学生及び卒業生の高知県内への就職支援に関すること。
- （2）薬剤師に関心を抱く高校生の大学就学支援に関すること。
- （3）学生の県内への就職に関し、両者が有益と認めること。
- （4）乙の教育及び研究に関すること。
- （5）その他、甲及び乙が協議して必要と認める事項に関すること。

#### （連絡調整）

第3条 甲と乙は、前条各号に定める事項を効果的に推進するため、それぞれに連絡調整窓口を設置し、適宜協議を行う。

#### （守秘義務）

第4条 甲と乙は、本協定に基づく事業を実施するにあたり、相手方から知り得た情報のうち、秘密である旨の指定を受けたものについて守秘し、これを第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合はこの限りではない。

なお、本条項に定める義務は、期間満了後も存続するものとする。

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定書の締結から令和4年3月31日までとする。

ただし、本協定の有効期間満了の1か月前までに甲乙いずれから特段の意思表示がない場合、本協定は期間満了の翌日から起算して更に1か年更新するものとし、その後も同様とする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じた事項については、甲と乙が誠意を持って協議して解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年1月7日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目2番20号  
高知県  
知事

濱田省司



乙 兵庫県神戸市東灘区本山北町4丁目19番1号  
神戸薬科大学  
学長

宮田興子



【資料】

薬剤師関係について

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

(参考) 薬剤師の需給推計

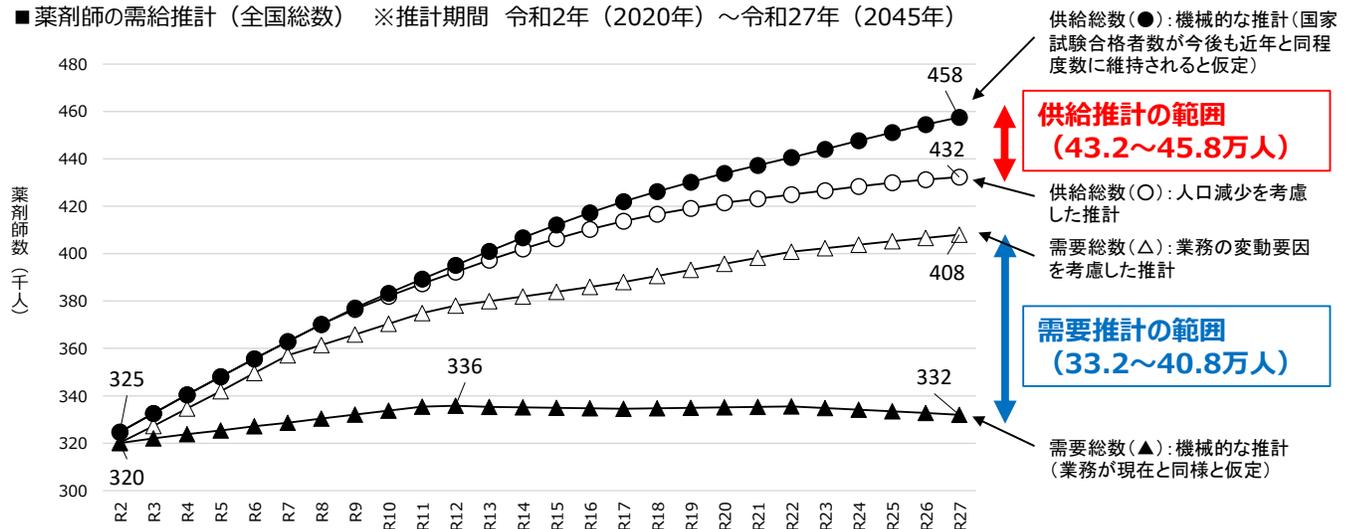
第12回薬剤師の養成及び資質向上等に関する検討会

参考資料 2-1

令和4年7月13日

- 薬剤師の総数としては、概ね今後10年間は、需要と供給は同程度で推移するが、将来的には、需要が業務充実により増加すると仮定したとしても、供給が需要を上回り、薬剤師が過剰になる。薬剤師業務の充実と資質向上に向けた取組が行われない場合は需要が減少し、供給との差が一層広がることになると考えられる。
- 本需給推計は、変動要因の推移をもとに仮定条件において推計したものであり、現時点では地域偏在等により、特に病院を中心として薬剤師が充足しておらず、不足感が生じている。
- 今後も継続的に需給推計を行い、地域偏在等への課題への対応も含めた検討に活用すべき。

■ 薬剤師の需給推計 (全国総数) ※推計期間 令和2年 (2020年) ~ 令和27年 (2045年)



<供給推計>

- ・ 機械的な推計 (●): 現在の薬剤師数の将来推計、及び今後新たになに薬剤師となる人数の推計 (国家試験合格者数が今後も近年と同程度数に維持されると仮定) をもとに供給総数を推定 (推定年における年齢別死亡率も考慮)
- ・ 人口減少を考慮した推計 (○): 今後の大学進学予定者数の減少予測を踏まえ、国家試験合格者が同程度の割合で減少すると仮定して供給総数を推計

<需要推計>

- ・ 機械的な推計 (▲): 薬局業務 (処方箋あたりの業務量)、医療機関業務 (病床/外来患者/院外処方あたり業務量) 及びその他の施設に就く業務が、現在と同程度で推移する前提で推計
- ・ 変動要因を考慮した推計 (△): 薬局業務と医療機関業務が充実に仮定した推計

- 53 -  
学生確保 (資料)

# 「薬剤師確保のための調査・検討事業（令和3年度予算事業）」（背景・目的）

（厚生労働省医薬・生活衛生局総務課委託事業）

## 背景

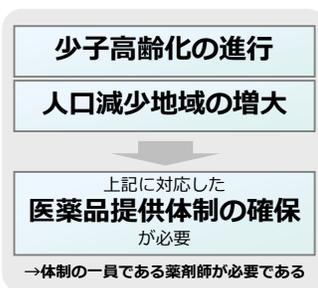
少子高齢化のさらなる進行や、今後人口減少地域が増大することが予測される中で、**人口構造の変化や地域の実情に応じた医薬品提供体制を確保することが求められている**。これまで薬剤師の需給調査に関しては、厚生労働行政推進調査事業費補助金（平成31年3月）「薬剤師の需給動向の予測および薬剤師の専門性確保に必要な研修内容等に関する研究」（分担研究者：長谷川洋一・名城大学薬学部教授）及び令和2年度「薬剤師の需給動向把握事業」が実施されているが、これらの結果では**薬剤師に地域偏在があることが指摘されている**。また、病院団体をはじめとした関係団体等からは、**薬剤師が不足しており確保が困難な状況である**ことから、薬剤師の養成・確保及び勤務環境の改善を促進するとともに、地域の偏在について早急に改善策を講じ、地域の実情に即した保健医療体制を構築することなどの要望がこれまであげられているところである。

このような要望に対して、都道府県では地域偏在の解消や薬剤師の確保に向けた方策等を検討することが求められており、地域医療介護総合確保基金を活用した対応などの取組を講じているが、各地域での需給動向に応じた対応を行うことが必要であり、対応策を検討する上での参考になる情報や偏在状況を把握する上での指標が少なく、都道府県ごとに取組状況が異なるため、**全国的に効果的な対応が十分に実施できていない**状況である。

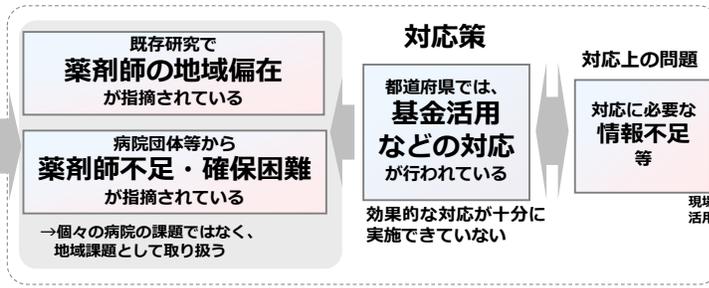
## 目的

本事業では、各都道府県における薬剤師確保のための取組事例を収集するとともに、薬剤師の地域偏在の状況・課題を整理し、地域偏在に対応するための方策等を調査・検討することにより、今後の医薬品提供体制の確保に繋げることを目的とする。

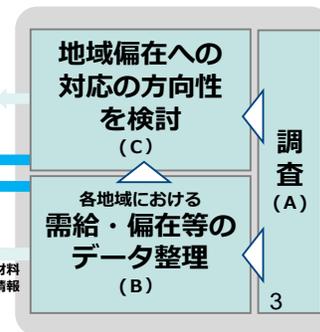
### 社会情勢



### 問題意識と対応策

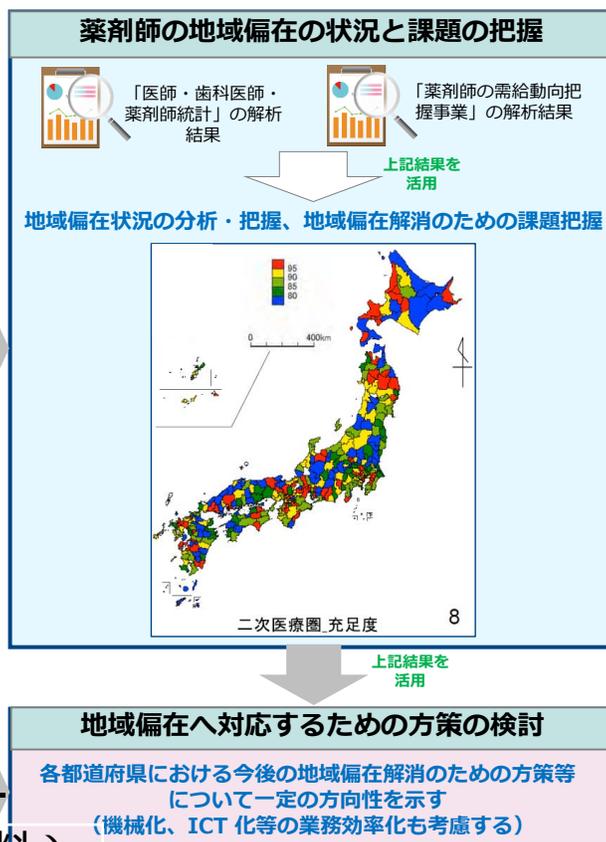


### 本事業の目的



# 「薬剤師確保のための調査・検討事業（令和3年度予算事業）」（実施内容）

（厚生労働省医薬・生活衛生局総務課委託事業）

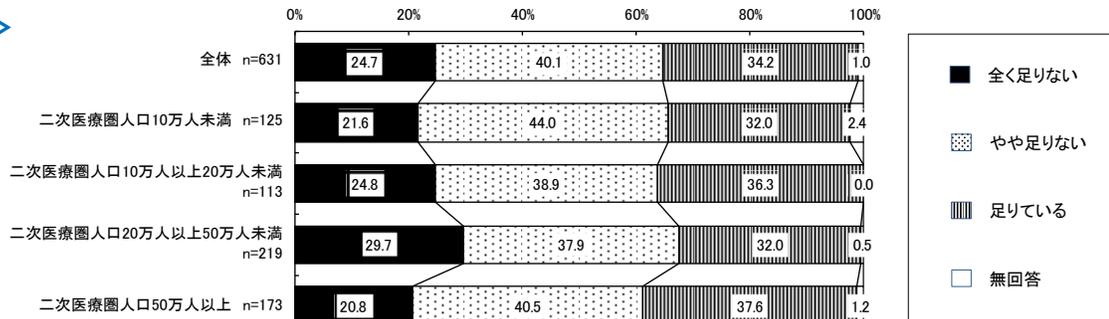


54 学生確保（資料）

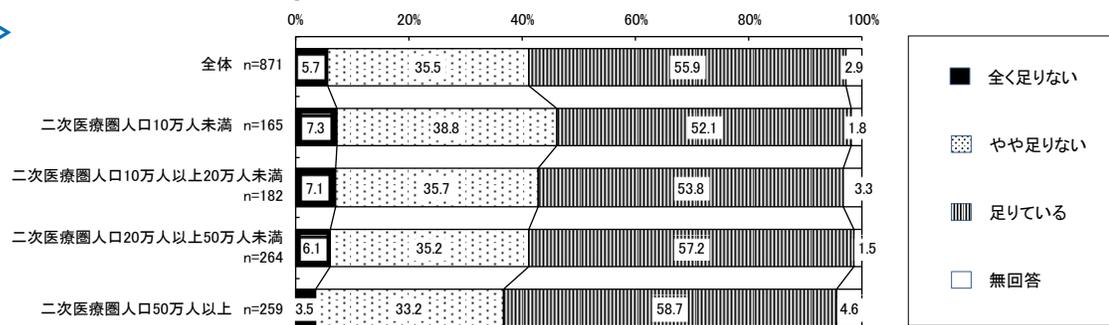
- 薬剤師数の充足状況に対する認識（充足感）について、不足している（「全く足りない」及び「足りない」）と回答した割合は、病院（全体）では64.8%、薬局（全体）では41.2%であった。
- 二次医療圏の人口規模にかかわらず、病院の方が薬局よりも「全く足りない」との回答割合は高く、両者で約3倍以上の差がみられた。

薬剤師の充足状況に対する認識（充足感）（病院・薬局 調査）

<病院>



<薬局>

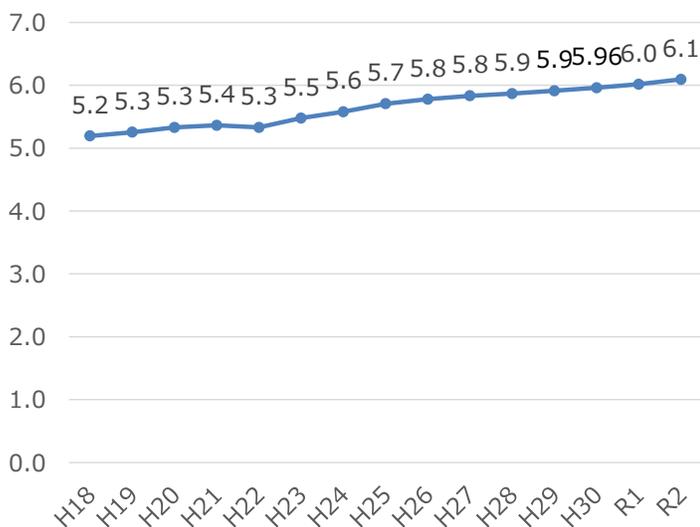


出典：「薬剤師確保のための調査・検討事業」（令和3年度厚生労働省医薬・生活衛生局総務課委託事業）

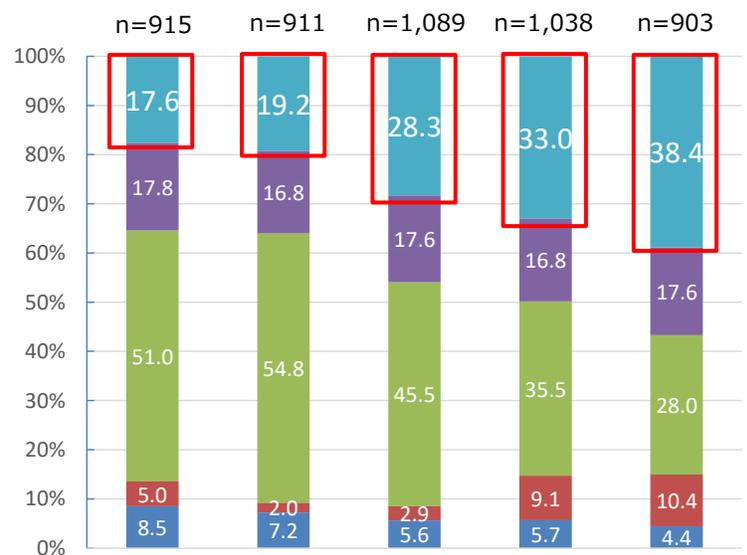
薬局数の推移等

- 薬局数は増加している（令和2年度は約6万）。
- 20店舗以上を経営する薬局の割合は増加傾向にある。

薬局数の推移（万）



同一法人の薬局の店舗数の推移

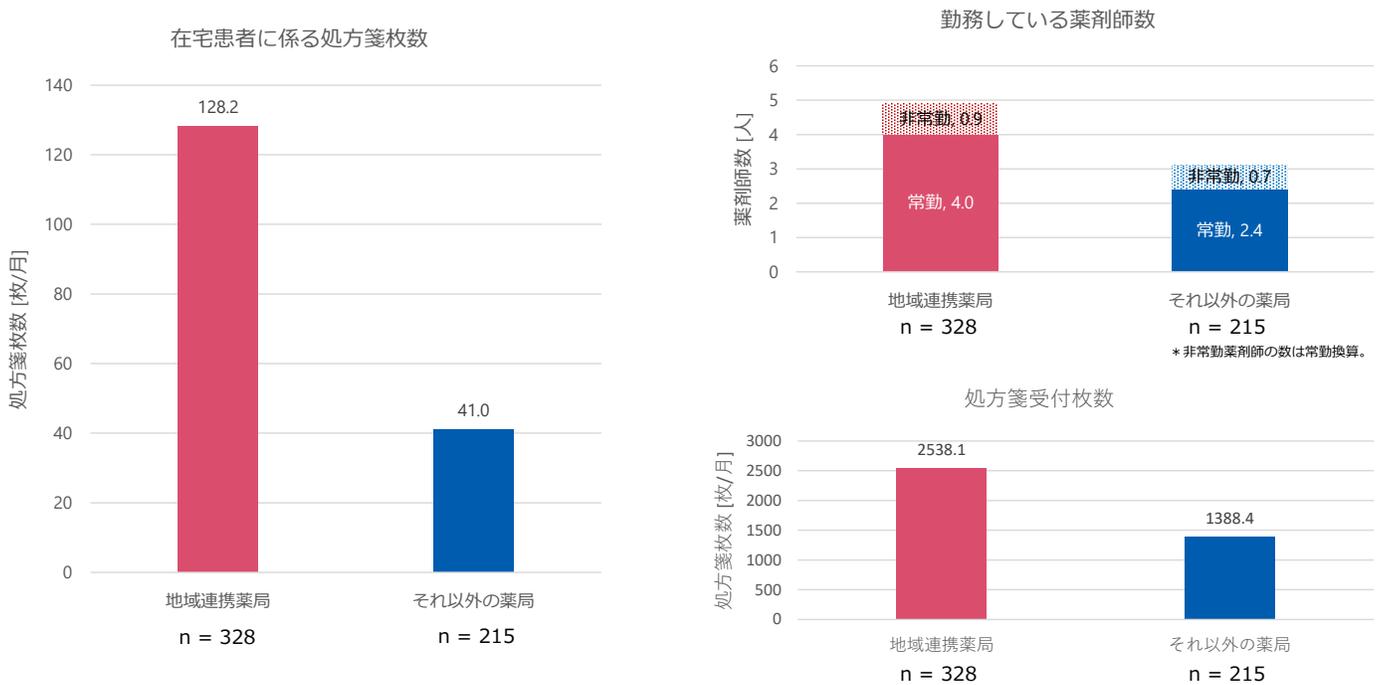


第19回(H25) 第20回(H27) 第21回(H29) 第22回(R1) 第23回(R3)

※宮城県及び福島県の一部は集計されていない。

出典) 衛生行政報告

- 薬局は地域連携薬局の認定の有無に関わらず在宅医療に取り組んでいるが、地域連携薬局は勤務している薬剤師数や処方箋受付枚数が多いことから、在宅患者に係る処方箋をより多く応需している。

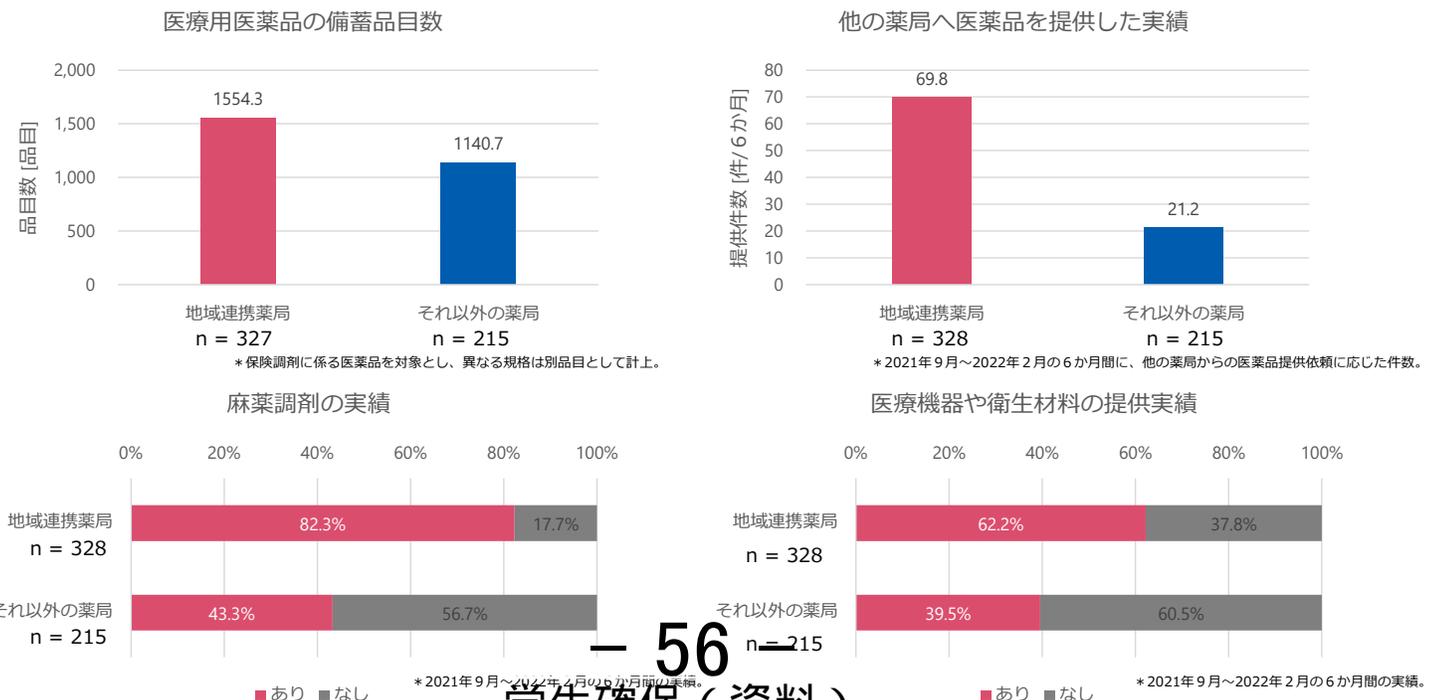


資料出所：令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「新型コロナウイルス感染症関連対策における地域連携薬局等の活用のための研究」を元に、医政局地域医療計画課において集計

7

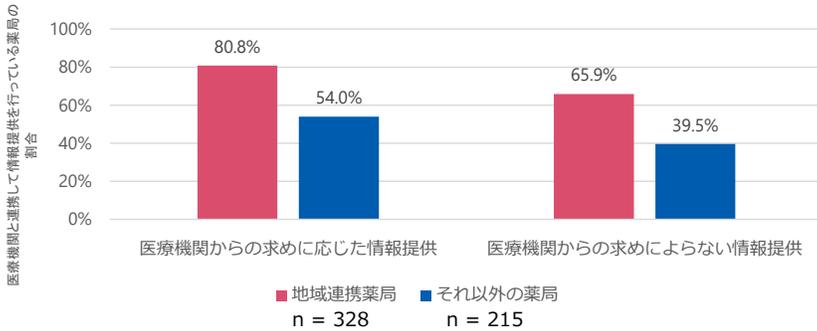
## 薬局における医薬品・医療機器等の提供体制

- 薬局は1000品目以上の医療用医薬品を備蓄し、薬物療法に必要な医薬品を速やかに患者に提供する体制を整備している。また、薬局に在庫がない特殊な医薬品等の処方箋を応需した場合、近隣の薬局と協力し合い、当該医薬品を他の薬局から譲受して調剤している。
- 悪性腫瘍の疼痛緩和に用いられる医療用麻薬についても多くの薬局で調剤の実績がある。
- さらに、薬局は医薬品だけでなく、医療機器や衛生材料の提供も行っている。
- 地域連携薬局はこれら医薬品・医療機器等の提供に関する実績が多く、地域の医薬品・医療機器等の提供に関して特に重要な役割を果たしている。



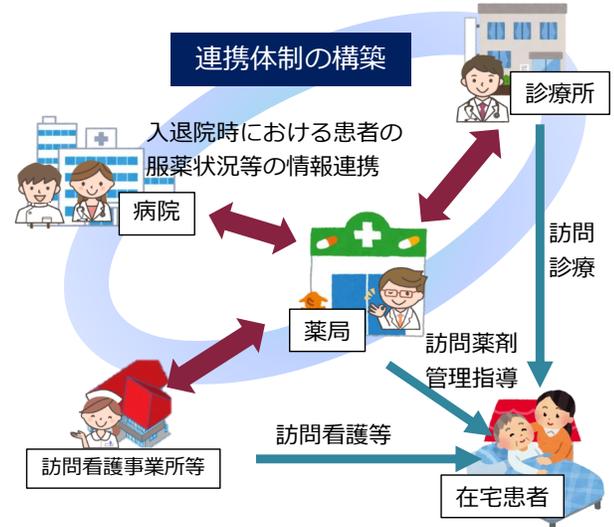
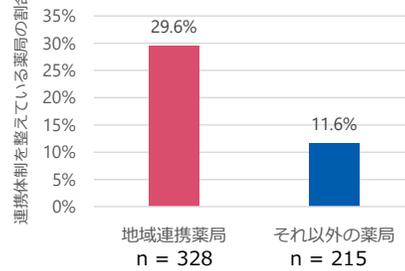
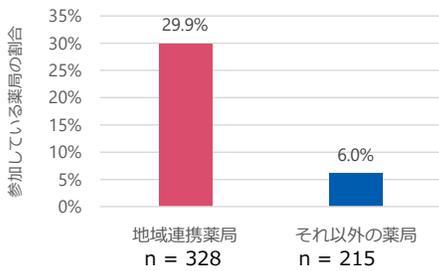
- 薬局は薬物療法の質の向上と安全性の担保のため、**医療機関からの求めの有無にかかわらず、服薬状況等の情報提供を積極的に行っている**。また、退院時には、在宅医療を担う医師や看護師、介護職員等と連携体制を構築するため、薬局は**退院時カンファレンスにも参加**している。
- **地域連携薬局は医療機関への情報提供や退院時カンファレンスへの参加、訪問看護事業所との連携体制構築を積極的に実施し、在宅患者の薬物療法の質向上に大きく貢献**している。

医療機関への服薬状況等の情報提供



退院時カンファレンスへの参加

訪問看護事業所との連携体制



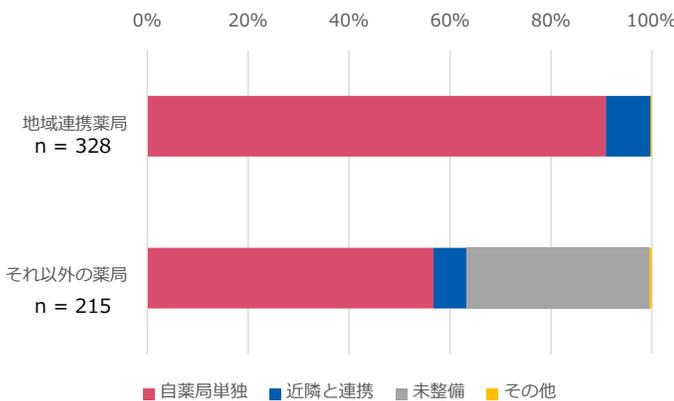
9

資料出所：令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「新型コロナウイルス感染症関連対策における地域連携薬局等の活用のための研究」を元に、医政局地域医療計画課において集計

## 薬局の急変時の対応体制、ターミナルケアへの参加

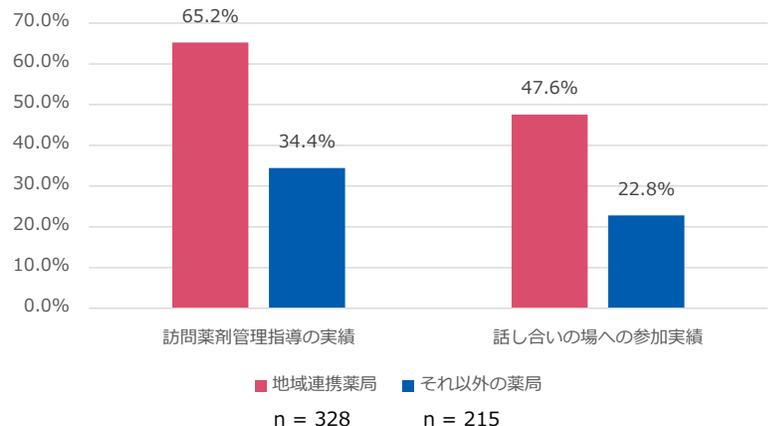
- **多くの薬局において24時間対応が可能な体制が整備**されている。
- **人生の最終段階（終末期）の患者への訪問薬剤管理指導や、患者・家族等との話し合いの場に薬局の薬剤師は参加**している。
- 特に**地域連携薬局においては24時間対応が可能な体制が整備され、ターミナルケアにも積極的に参加**している。

24時間対応体制



人生の最終段階（終末期）の患者の在宅医療への

参加状況



- 57 -

学生確保（資料）

\* 2021年9月～2022年2月の6か月間の実績。

10

資料出所：令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金「新型コロナウイルス感染症関連対策における地域連携薬局等の活用のための研究」を元に、医政局地域医療計画課において集計

# 【資料】

## 福井県薬剤師確保対策事業について

### 県内薬剤師の状況とこれまでの薬剤師確保対策

県内薬剤師数 1,489人(令和2年12月31日現在)

病院・診療所:410人、薬局:794人、医薬品関係企業:119人、衛生行政・保健衛生施設:68人、無職46人他  
※人口10万人当たり189.4人で全国平均:246.2人を下回っている(薬局・医療施設では、157.0人で全国46位)

#### 薬剤師の取り巻く環境

##### ・チーム医療、在宅医療における薬剤師業務の多様化による需要拡大

病院:調剤だけでなく、薬物療養患者への服薬指導等病棟業務の拡大、チーム医療への参画

薬局:高齢化・医療進歩を背景に、調剤だけでなく、在宅医療患者への薬剤指導管理等在宅医療への参画

##### ・医薬分業の進展

処方箋発行枚数の増加、患者に対する服薬指導の増加

外来化学療法の進展による麻薬取扱い・無菌調剤を含む調剤の増加

##### ・薬剤師の地域偏在

大手調剤薬局の多店舗戦略による薬剤師の困り込み(都市部)、大学薬学部がない地域の薬剤師不足

#### 薬剤師確保対策

##### ○薬剤師の県内就職促進

- ・県外の大学薬学部へ訪問、協力要請
- ・未就業薬剤師の復職支援
- ・U・Iターン者への奨学金の返還支援(交流文化部)

##### ○薬剤師を志す学生の増加

- ・高校生に対するセミナーの開催
- ・中高校生向けに薬局の職場体験、見学会
- ・中高校生向けの薬剤師職紹介パンフレットの作成、配布
- ・「くすりと健康フェア」イベントにおける薬剤師職の紹介

# 県内医療機関・薬局薬剤師の不足状況 ～医療機関・薬局への薬剤師必要数調査結果～

## ○令和元年度薬剤師必要数調査結果

- ・病院 回答率95.6%(67施設中65施設回答)  
43人薬剤師が不足(現員数335人)
- ・薬局 回答率88.2%(153開設者中135(270施設)回答)  
63人薬剤師が不足(現員数640人)

### <今後特に必要とする業務>

- ・病院  
病棟業務、チーム医療、他職種連携、外来業務(ハイリスク薬)
- ・薬局  
在宅訪問、ポリファーマシー対策、服薬一元的管理、高度薬学管理

## ○令和3年度薬剤師充足状況調査結果

- ・病院 回答率86.6%(67施設中58施設回答)  
30人薬剤師が不足(求人数51人に対し採用者数21人)
- ・薬局 回答率64.9%(74開設者中48(85施設)回答)  
15人薬剤師が不足(求人数30人に対し採用者数15人)

今後の業務に対し、さらに80人必要

## 【アンケート調査での主な自由意見】

### ○薬剤師数増加への取組みに関すること

- ・県内での薬学生・薬剤師就職説明会の開催
- ・小・中学生へのアピール
- ・Uターン希望者への就職先紹介
- ・修学資金の補助や給付型奨学金の充実
- ・地方出身薬剤師への奨学金制度
- ・県立病院等から地域病院への薬剤師派遣
- ・医薬関係団体を含めた総合的な取組の実施

### ○薬剤師の職場環境に関すること

- ・薬剤師の待遇向上
- ・給料引き上げ、調剤報酬引き上げ
- ・女性薬剤師の働きやすい環境
- ・教育制度、充実した福利厚生
- ・働き方改革への取り組み

### ○業務量に関すること

- ・調剤業務の機械化、対人業務の充実
- ・院外処方せんの増加
- ・コロナ禍のような有事の際の交代要員確保

## 薬剤師不足における課題と薬剤師確保による効果

### 【課題】

- ・薬学生の就職希望先として、スキルアップが図れる大病院、給与の高い都市部の薬局が人気であり、県内にアピールできる就職先が限られている。
- ・県内では、薬剤師不足により、本来薬剤師が行うべき業務が出来ておらず、**県民が本来得られるべき利益を得ていない**
- ・**県民は、不利益な現状を認識していない**

### 薬剤師が現在実施している業務

- ・薬局、医療機関での調剤業務、服薬指導業務

### 薬剤師不足により現在未実施の業務

- ・チーム医療の一員として、治療に積極的に関与(緩和ケア、がん薬物療法など)
- ・薬局薬剤師・病院薬剤師の連携による、切れ目のない薬物療法への貢献(入退院時の連携)
- ・抗がん剤やIVH(中心静脈高カロリー輸液)等の無菌調製の実施
- ・在宅医療への関与(多剤投薬、残薬チェック、服薬状況などの薬剤管理)
- ・薬局薬剤師・病院薬剤師の連携による、切れ目のない薬物療法への貢献(入退院時の連携)
- ・服薬期間を通じた薬剤の服用状況把握や副作用発現状況等の確認(分割調剤等)
- ・薬局での疾病予防やセルフメディケーションに関与(禁煙サポート、血糖値測定等の簡易検査など)

### 今後の業務

- ・副作用の発現を見越した医師への処方提案
- ・ポリファーマシー(多剤投薬)への関与
- ・点滴の投与速度の提案などの病棟での薬学管理

### 本来得られるべき効果

- ・適切に服用することで正しい治療効果が得られる
- ・処方薬が合わなかった場合、違う薬に早期に切り替えられる
- ・副作用が減少し、不要な薬を減らすことができる
- ・薬剤費の削減が可能となり、保険診療の負担軽減にもつながる
- ・医療機関を受診する回数が減少する

### さらに得られる効果

- ・医師の業務を一部薬剤師が行うことによる医師の負担軽減

医療機関

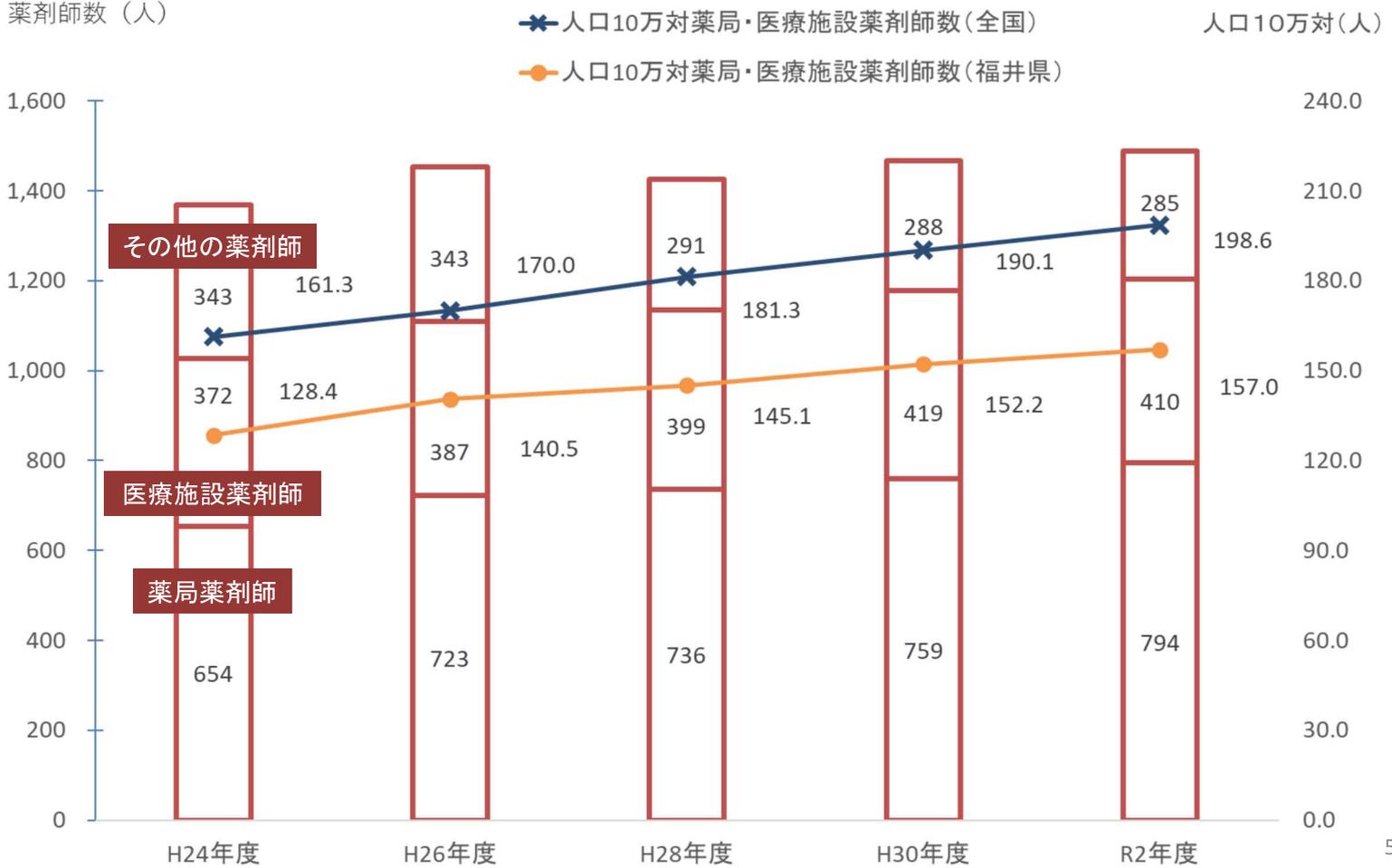
薬局

59

学生確保(資料)

# 県内薬剤師数の推移と全国との比較 (薬剤師統計調査結果より)

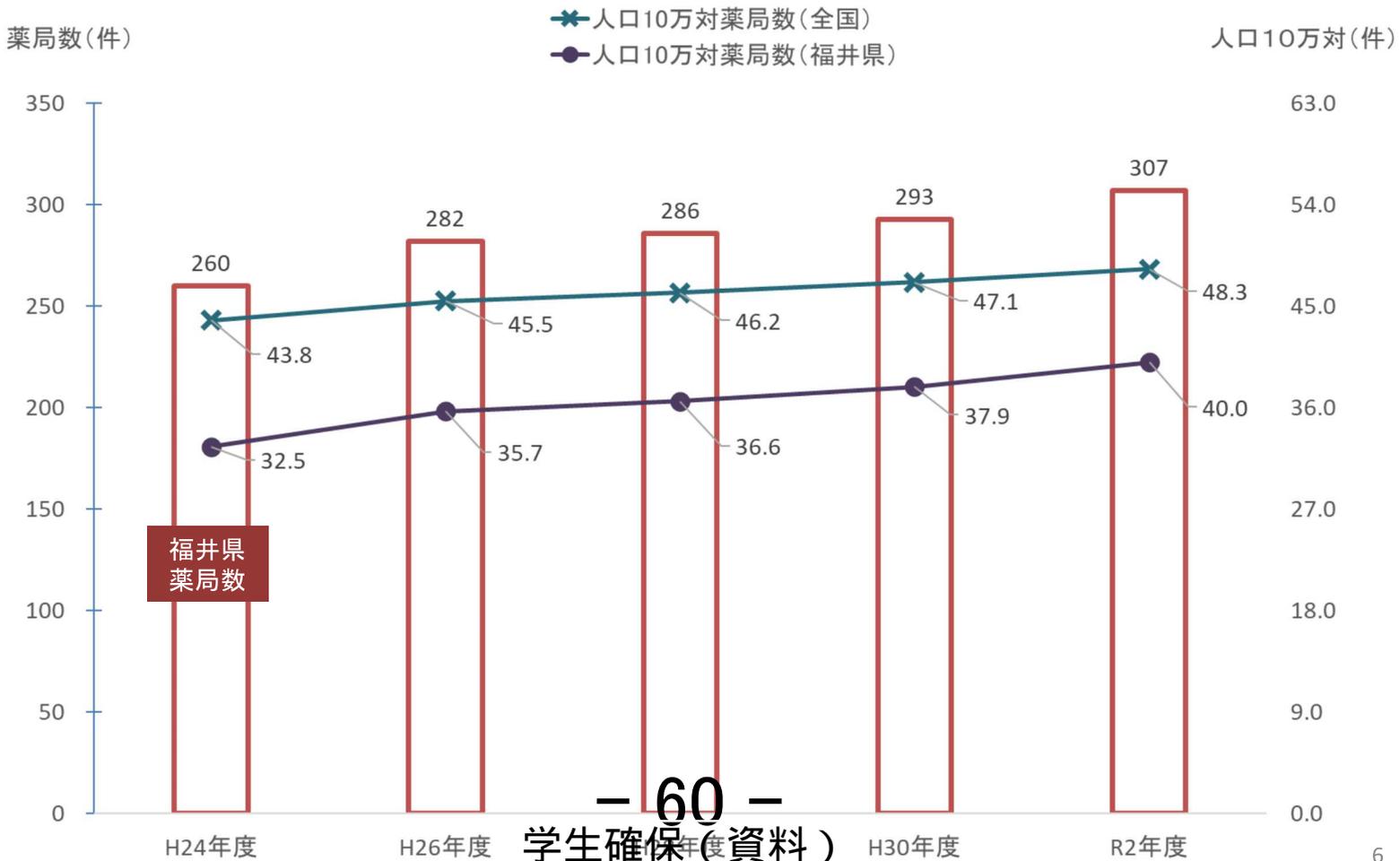
薬剤師数 (人)



5

# 県内薬局数の推移と全国との比較 (衛生行政報告例結果より)

薬局数 (件)



- 60 -  
学生確保(資料)

6

【資料⑳】

※著作権者の許諾が得られない書類等

1. 書類等の題名

島根県の病院・薬局の薬剤師充足率

2. 出典

島根県健康福祉部

3. 引用範囲

資料2ページ目

4. その他の説明

本資料は、島根県が県内の病院及び薬局を対象に、県全体と二次医療圏ごとに薬剤師充足率を調査した5か年分の集計結果であるが、申請に活用するため提供いただいた内部情報であり、一般に公表していない情報であるため、本書に差し替える。

なお、本資料は、病院と薬局ともに、県全体及び全二次医療圏で充足率 100%を満たしていない状況が読み取れる資料である。

【資料】

県内の薬剤師の採用状況、需要動向等を把握するため、病院・薬局を対象にアンケート調査を実施しましたので結果の概要を報告します。

1 調査基準日等

調査基準日：令和4年9月1日 調査対象：43病院、277薬局 回答率：60%（病院：70%、薬局：58%）

2 今回の調査結果

(1) 令和4年度の薬剤師採用実績（令和4年4月1日～9月1日）

新たに薬剤師（パート等を含む。）を採用した病院・薬局の状況は次のとおりであり、採用人数は引き続き増加傾向にある。

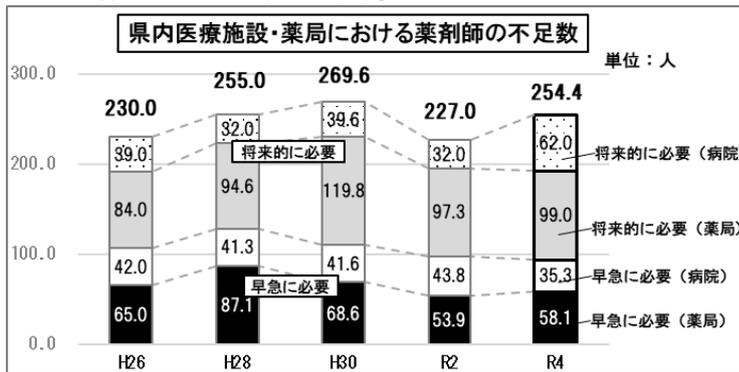
	H28 調査	H30 調査	前回 (R2) 調査	今回 (R4) 調査
採用施設数	39 施設	40 施設	50 施設	<b>46 施設</b>
採用人数	46.4 人	47.9 人	54.3 人	<b>62.0 人</b>
うち新規免許取得者	29.0 人	28.0 人	34.8 人	<b>31.8 人</b>

※常勤換算後の人数

(2) 薬剤師の需要

全体の必要数は増加（+27.4人）しており、依然として薬剤師の需要が高い状況である。

必要数を項目ごとに見ると、「早急に必要薬剤師数」は前回より若干減少（△4.3人）していることから、薬剤師不足の逼迫した状況はやや改善傾向にあると考えられるが、一方で「将来的に必要な薬剤師数」は増加している（+31.7人）。



(単位：人)	前回 (A)	今回 (B)	増減 (B-A)
合計	227.0	254.4	+27.4
将来的に必要な（5年程度）	129.3	161.0	+31.7
早急に必要（1年以内）	97.7	93.4	-4.3

(3) 薬剤師を必要とする理由

① 早急に必要とする理由（複数回答可） 病院：18施設 薬局：51施設（全体の36%）

- 前回調査時と同様に、「現状の勤務体制に余裕がない」、「育休・退職等予定あり」などが主な理由であり、特に薬局では「繁忙時に患者対応等で支障が出ている」との回答もある。
- その他の理由については、「病棟業務の拡大」、「時間外勤務の削減」、「過去の退職者の補充がまだできていない」等があった。

② 将来的に必要な理由（複数回答可） 病院：16施設 薬局：71施設（全体の46%）

- 病院において、最も多かった理由は「病棟活動を充実・拡大させるため」、次いで「育休・退職予定者の補充のため」であった。
- また、薬局においては、「在宅医療を充実・拡大させるため」が最も多い理由で、次いで「育休・退職予定者の補充のため」であった。
- 病院、薬局ともに、休業・退職予定者の補充と併せて、病棟業務又は在宅医療における業務の充実・拡大に伴う人材確保が継続して必要であると考えられる。

## 教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
—	学長	キタガワ ヒロシ 北川 裕之 <令和4年4月>		薬学博士		神戸薬科大学学長 (令和4年4月～令和8年3月)

(注) 高等専門学校にあっては校長について記入すること。